

平成20年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月12日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	8
10番 渡 辺 強 君	19
4番 齊 藤 實 君	31
2番 村 田 正 弘 君	34
8番 梅 村 務 君	42
7番 大 澤 夕 基 江 君	54
○町長提出議案の報告及び一括上程	61
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第24号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第25号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算(第1号)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第27号の説明、採決	78
・議案第27号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○会議時間の延長	79
○長瀬町農業委員会委員の推薦について	79

○埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙	8 0
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	8 1
○閉会について	8 1
○町長あいさつ	8 2
○閉 会	8 2

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第42号

平成20年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月6日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成20年6月12日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成20年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成20年6月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

10番 渡 辺 強 君

4番 齊 藤 實 君

2番 村 田 正 弘 君

8番 梅 村 務 君

7番 大 澤 タキ江 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、採決

1、長瀬町農業委員会委員の推薦について

1、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成19年度2月分から4月分と平成20年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

4月4日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

4月17日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

4月19日に、小鹿野町で「小鹿野春まつり」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

5月22日に、皆野町のいこいの村ヘリテイジ美の山で「秩父地域議長会役員会及び定期総会」が開催され、副議長齊藤實君、議会事務局長ともども出席いたしました。

6月2日に、秩父地域振興センターで「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成20年第2回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

緑の鮮やかな季節もあっという間に過ぎ去り、気象庁では「関東甲信地方は2日に梅雨入りしたと見られる」と発表になりました。しばらくはぐずついたはっきりしない天候が続くのではないかと思います。

また、先月発生いたしましたミャンマーでのサイクロンや中国・四川省における地震など、史上まれに見る大規模な自然災害が続いております。現在でも多くの方々が避難生活を強いられていると聞いております。現地での情報がテレビや新聞などで報道されるたびに胸が詰まる思いでございますが、被害に遭われた方々やお亡くなりになられた方々に対し、お見舞い、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を祈念申し上げます次第であります。

さて、ここで3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。去る6月4日に、光ファイバーによる通信網の整備が一日でも早く実現されるよう、町と議会、商工会、観光協会、区長会で構成する「長瀬町高速大容量通信網整備促進協議会」を設立し、通信業者に対して誘致活動を行っていくことになりましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

次に、町民福祉課関係について申し上げます。去る5月11日に開催されました「第21回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」には、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。

また、午後に行われました福祉バザーにつきましては、町内全域よりバザー用品7,000点以上のご協力をいただき、さらに町内の企業や商店からも出品物のご提供をいただくなど、町民の方々の善意が結集し、売上金も150万円を超える額となり、大きな成果を上げることができました。このバザーの収益金につきましては、社会福祉協議会事業資金として有効に活用させていただきたいと存じます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。4月6日、「はつらつ長瀬さくら祭り実行委員会」主催による「長瀬さくら祭り」が北桜通りで行われ、ライトアップされた桜と音楽により、子供たちを初め大勢の町民の方々、また観光客の皆様楽しんでいただきました。

また、4月12日から5月6日までの間、長瀬・通り抜けの桜のライトアップが観光協会主催で行われました。期間中、ミニコンサートや日舞も行われ、大勢の方に夜桜と音楽を楽しんでいただきました。イベントに携わられました関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

次に、平成20年度春のごみゼロ運動をこしも各行政区で5月25日と6月1日に行っていただきました。

次に、花の里整備事業についてでございますが、昨年度に引き続き、大勢のボランティアの方々にご協力をいただき、5月22日にハナビシソウ園の開園式が開催され、関係者の皆様にお礼を申し上げたところであります。駐車場段差の解消整備や園内の一部排水路の整備を行いまして、現在ハナビシソウは見ごろを迎えております。なお、環境整備協力金をいただいておりますが、10日現在で昨年同時期より多い8,000人

余りの入場者、協力金は150万円余りとなっているという報告をいただいております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。既に皆さんご案内のように、本年4月から長瀨中学校へ全盲の国語科の教師、新井淑則教諭が着任しました。新学期からスタートして約2カ月が過ぎたところでございますが、全国でも大変珍しいということで、新聞、テレビ等の取材が大変多く、皆さんも幾度となくごらんいただいたのではないかと思います。

「全盲の教師に授業ができるのか」といった心配の声も聞こえてきますが、生徒はよく授業に集中して取り組んでおります。長瀨中学校には、新井教諭を含めて4名の国語科の教師が配置されており、新井教諭の授業は常に2人体制で行っております。1人が補助ということではなく、2人で1つの授業をつくり上げていく「チーム・ティーチング」という形態で行っております。4名の国語科の先生は、毎朝授業の打ち合わせを欠かさず、「2人で一人前の授業ということではなく、2人分に近い1プラス1となって、生徒の力を効率よくつけてあげることが教育ではないか」という共通の考えで授業に臨んでいると聞いております。

また、5月2日には、上田埼玉県知事の学校訪問を受け、授業参観並びに本人との対談等、新井教諭を激励していただいたところでございます。今回のことでは、上田知事自身、新井教諭の公立中学校の教壇に立ちたいという夢の実現に、単に新井教諭のためだけではなく、全国にいる同じ障害を持つ方への励みともなるよう、その先駆けとなるべく特別な配慮をしていただきました。長瀨町がそれにこたえた形になったわけでありまして、まだ始まったばかりでありまして、いろいろな課題もこれから出てくるかと思われまますが、学校、教育委員会、そして地域の皆様など、町ぐるみでご支援、ご協力をいただきながら、よりよい方向へ進むよう取り組んでまいりたいと思っております。よろしくご指導のほどお願いいたします。

最後に、旧新井家住宅についてであります。かねてより施設の活性化のために民間活力等の導入をし、野点の開催や蚕の配布などに取り組んでまいりましたが、去る5月24日から6月1日まで、町内の美術家の皆さんによる絵画や工芸品などの「作品展」を開催し、大変好評を博し、多くの来館者を迎えることができました。ハナビシソウの開花時期との相乗効果もあり、5月の入館者数は、昨年同時期と比較し、約2倍となりました。今後も、国指定の重要文化財である新井家の特質を生かした事業等の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、埼玉県自動車税についてであります。6月2日までに埼玉県より委託を受け、出納室窓口で納付を受け付けいたしました。約7,300万円の納付をいただいたところでございます。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

最後に、日曜、金曜夜間の窓口開庁の平成19年度の状況であります。昨年度は35日間行い、約300件の来庁者等があり、600万円以上の納税をいただいたところでございます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分をさせていただきました条例の一部改正2件、補正予算案2件、一部事務組合の規約変更協議案件1件、人事案件1件の合わせて6議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれにいたしましても、町政進展のため極めて重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 関口雅敬君

2番 村田正弘君

4番 齊藤 實君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

1番目、蓬来島の管理について町長にお伺ひいたします。蓬来島は、旧白鳥荘が売却された後は県によ

る管理が行き届いていません。島へ渡るための橋は、昨年の台風によって流されたまま、復元されることなく放置されたままです。これを見かねた地元住民が管理をしようにも、この地区は景観保護の厳しい規制があるため、容易に手をつけられないでいます。この状況を改善するためには、町から県に対する働きかけが必要だと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答え申し上げます。

蓬来島へ渡る橋のご質問でございますが、地元からのお話をいただきまして、本年4月にもとありました橋を復元する形で木の本橋を設置し、原状復旧を完了しておるところでございます。蓬来島は、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の第一種特別地域と名勝及び天然記念物長瀬の第二種規制地域や河川法による河川区域に入っておりますので、いろいろな規制がありまして、現状変更や樹木の伐採等の制限が厳しくなっているところでございます。この場所は県の所有地でありますので、地元の皆さんがどのようなお考えなのかをご意見を伺いまして、必要ならば県に働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、必要ならば執行部のほうに話をせいということだと思います。

白鳥荘の蓬来島については、平成19年3月議会で私が提案をし、周辺管理をしてくれという意見書を望んだところ、この議会でも採択をしていただいて、あそこの景観を守ろうということと動いております。地元住民の話は、以前から景観を守ってほしいという話は出ています。この議会でも、私は、あそこは観光長瀬についても大事なところなので、何とかツツジの回復やら花の公園を復活してほしいということとはもう再三お願いをしてあります。

そこで、私は、なぜこの橋が必要かという、あそこの島には、地域住民が、稲荷が飾ってあって、それをずっと皆さんが守っている、それと観光客の方が蓬来島に行きたいのだけれども、どうやって行ったらいいのしょうねという問い合わせも私も何回か受けております。地域の方はかなりその質問をされているということです。それから、小学校4年生の児童が毎年課外学習で蓬来島に渡って課外授業をしているということなのです。町長が以前にも、私がドラえもん公園をつくってほしいという話をしたところ、安心、安全を第一にしていくなのだというお話でした。

そこで、町長、平常時ではそんなに町長が動かなくても大丈夫なのだけれども、こういう、本当にもう足かせがあって大変なのだから、こういうときこそ町長がリーダーシップを発揮して、あそこの観光復活をするために努力をお願いしたい。今までの経緯はいろいろあるかもしれないけれども、ここで何とか町長が、白鳥荘がなくなって、あそこも草ぼうぼうになってきています。そこで、観光地長瀬のイメージ、あそこは本当に風光明媚なきれいなところですから、観光、特に地域整備観光課長あたりは、こういう発言をしても何ら検証しにも来てくれません。見ているという報告も私も受けていません。ですから、町長、ここで町長が動いて、県とのやりとりをしっかりとっていただいて、観光地長瀬にふさわしい蓬来島復活にいかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご趣旨はよくわかります。私たちも、長瀬の景観の中で岩畳と匹敵するようなすばらしい場所だというふうに認識をしております、これを生かして使う方法はないのかということなどを日々考えているところでございますが、この後、関口議員のご質問にもありますような、白鳥荘の売却の問題

もご質問が出ております。それと絡んでお話を申し上げたいと思いますが、いずれにしても、県の施設であるということ、非常に大きな自然公園法の制約があります。そういう中で、どういうふうにしたらいいいのかということについては、県のほうもなかなか動きがとれないような状況でいるというお話を承っております。これから皆さんと地元の人たちと何か組織をつくったほうが私はいいだらうと思うのです。そして、町が単独に動く、地元が単独に動くということではなくて、総合的な意見を町の意見として、地元の意向を体したいろいろなことに対する注文等、それから希望を県のほうに伝える、そういう組織を、この議会が終わった後、担当課とそれから地元と、それから私も入れていただいて、有効な活用ができないか、その大きな問題点が次の質問の白鳥荘の問題と絡みが出てくると思いますので、もう少し時間をいただいて、この議会が終わった後、地元の人たちと検討する、その話し合いのきっかけを関口議員のお話を承った上でやっていきたい、そういうふうには個人的に考えておりますので、担当課ともこれから話を詰めていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように非常に制約の厳しいところでございまして、県のほうは具体的には手をつけるという気持ちがないということまで話を聞いておりますので、これを突き崩すことは非常に難しいなと思いますが、しかし、貴重な財産でございまして、私たちがそれに県のほうの意向を突き崩すような努力が、相当なエネルギーが必要だということは思いますが、やっていけば効果が出てくるのではないかと、そんな思いを持ったところでございまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 1つの質問に3回でやるのが一応原則になっていますので、今の町長の答弁の仕方では、4回も5回手を挙げる議員はいなくなると思います。

そこで、1つ目の最後の質問なのですけれども、私が上田知事あて提案メールをやりとりしたという話を前に議会でしたと思うのですけれども、上田知事からの答えは、町の首長さん、大澤町長さんが本気になって動いていただいて、県と一生懸命やりましょう、私も蓬来島がきれいだということは行って見て知っておりますと、ぜひあのツツジを復活するためお互いに手を取り合って努力しましょうという、今町長が私に言ったのと同じようなことを上田知事も言っていますから、ぜひ町長が答えたように、議会が終わったらもうそれで終わりではなくて、議会が終わったらすぐ手を打つということをお願いしたいと思いますが、最後にもう一回だけ決意表明をお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今答弁の中で申し上げたとおりでございまして、知事からのそういうメッセージがいただけたというのは非常に心強いと思います。そういう県の基本的な考え方があるということで。

ただ、役所というところは、担当課というのはなかなか、知事が具体的な命令を下さないと動かない、小さな町と違うのです。その辺が非常にちょっと気になるところでございまして、知事のほうからメッセージが届けば必ず動きます。しかし、届かなければなかなか動かないという問題があるわけでございまして、私たちも、知事がそういうお考えであれば、知事とも連絡を取り合って、あそこを有効活用、地元の大きな財産ですから、それをやっていくように話を進める、これが議会が終わったら終わりではなくて、議会が終わったから始まりという気持ちを持って対応していきたいというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君） では、2の質問で、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 次の質問にいきます。

議長、私はわかっていますから、1つの質問で3回ということではぜひお願いしたいと思います。

では、2つ目の質問をさせていただきます。介護施設について町長にお伺いいたします。旧白鳥荘は、老人介護施設をつくと提案したところへ売却されたと聞いています。その後1年ほど経過しますが、施設開設の動きは見られません。これは町と事業者との話し合いがついていないためだということをお聞きしますが、どのような話し合いがされているのか、その経緯と今後の町の姿勢について伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番目の関口議員のご質問にお答えいたします。

旧白鳥荘跡地の売却につきましては、県の通知によりますと、買い受け事業者から介護保険事業所、介護保険事業としての小規模多機能型居宅介護と認知症グループホームを建設したいという旨の提案があり、審査後、入札され、現所有者に売却されたというふうに伺っております。

提案された施設についての相談につきましては、町は具体的なものについての話は受けておりませんので、提案された施設の開設等につきましては、落札した民間業者の責任において行うものというふうに考えております。買い受け事業者からは、それとは別に、特別養護老人ホームの建設について質問や相談については伺っていたところでございますが、質問された特別養護老人ホームについては、既に秩父圏域の計画数は満たされておりまして、近隣市町村と比較いたしましても、長瀬町は人口に比較した率で見ますと一番充足した状況となっているために、これ以上の施設整備については今のところ考えておりませんというお話は事業者再三申し上げてきたところであります。

次に、町としての今後の姿勢についてということでございますが、17年度に第3期長瀬町高齢者福祉計画介護保険事業計画を策定するに当たりまして行ったアンケート調査によりますと、介護が必要になっても自宅で過ごしたいと回答された方が約62%おいでになり、施設や病院で生活したいと回答された方は17%ということになっております。こうしたアンケート結果からも、高齢者本人の意向といたしましては、できる限り住みなれた地域で生活をしたいと考えておるようでありまして、認知症高齢者におきましても、生活環境が変わってしまいますとさらに病状が進行すると言われておりますので、できるだけ環境を変えないで生活するほうが安定した生活を営むことができるというふうに私たちは考えております。

こうしたことから、町といたしましては、高齢者の意向を最大限重視、尊重いたしまして、できるだけ長く住みなれた自宅で生活できるよう、その対策といたしまして、ホームヘルパーの利用、それからデイサービス、ショートステイ等の在宅サービスの充実を進めていきたいというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私が調べたところでは、もう一度聞きますけれども、県で競売をして介護に使うのだという、手を挙げて県の項目をすべてクリアしたところだけ県が土俵に乗せて、その中で金額が一番上のところに落とさせたと、それが白鳥荘を買ったわけですね、介護施設をつくりたいということで。それができない理由を私が聞くところによると、今言う長瀬には必要ないというところから始まるのだと思うのです。県のほうに私きのう電話で聞いたところ、県のほうでは、売るときに長瀬町で介護施設は要らないよという話があれば介護のところは抜いたと、だけれども、長瀬町さんに意見を聞いたところ、必要でない項目、必要な項目については一切どこにも載っていないというお話でした。

だから、町長に2回目の質問でお聞きしますが、そうやって手順を踏んできたところが介護施設をつくる、今必要ないと言っていますけれども、県のホームページの老人が待機している数、秩父郡市内の特養の施設、そういうところで定数オーバーが1けた台というところはどこもないです。みんなどこも、最低

が大体50人ぐらい入れる施設のところで、町が59人だとか、細かい数字、さっきまで資料がここにあったのだけれども、ちょっと今どこかにいってしまったので、細かくは言えないのだけれども、県のホームページで秩父郡市の施設の待機者の表がありますけれども、それを見てもらえばわかるように、全然どこも足りてないということで、今、それで町長、お年寄りに聞いたら、お年寄りはおうちで過ごしたい、それはもうだれでもそうです。病院がいいなんていって、ひよこひよこ行くお年寄りはそんなにはいないと思います。

介護の認定をするときにも、お年寄りに町から相談員の方が来て、介護の認定をするときに質問しますが、実際、うちのおふくろ、おやじ、私がちょっと外にいるから質問して、いろいろ調査してくださいねという話の中で外で聞いていると、できないこともできると言うのです、町から調査されると、それはできる、これもできる、みんなできるのです。そうすると、介護のあれが低くなってしまいます。

町長、この間、ある福祉施設の開設のときにすばらしい町長のあいさつ、私も聞かせていただきました。あれだけ年寄りに本気になって目を向けてくれている町長なのだという、感心して私聞いていたのです。実際に、介護施設って今足りていないのです。どこも全然足りていないのです。上田知事が発表したベッド数はもうあると、あったって、そこへ入れる人はいないのです。

うちに2口、くじを引くのがありますよね、おやじとおふくろ、介護度3で、両方認知症です。24時間、いつ出ていくかは、本人が布団に入って起きたときから1日がスタートする、そうすると周りにいる者がもう本当に大変なのです。私も介護している人間で、そういう大変さはわかるから、旧白鳥荘跡地にきちんとした手順を踏んでくじに当たった、そうしたら、固定資産税はもう払っていると、私が調べたら、固定資産税は払っているのだけれども、これ以上つくれないのだったらもう手放してもいいのだという話でした。

ですから、町長、もう一回聞きますけれども、本当に介護って足りていないのです。ながとろ苑が今度29ベッドふやしますよね。あれに本当、長瀬の人が、長瀬は少ないのだと言っているのだったら、長瀬の人からながとろ苑に入れてやってください。

あのグループホームもそうです。私が最初は、あそこへできるから、長瀬の対象者だけやるのかなと思ったら、そうではないのですよね。だから、白鳥荘でも何でも、そういう手順を踏んできているのだったら使わせたらいいのではないですか。

なぜというと、例えば財政絡まりで話をしてくるとストップをかけたがる。だけれども、入所する人は出身地でその費用を賄うのだから、あとは建物だとかそういうのはその経営者がやる。かかる費用は出身地で払ってくれるのだから、長瀬で年寄りが多から、それを使ってしまうから介護の費用がかかってしまうから、町がだめになるからそういうのをつくらせないのだというのであれば、そこをはっきりしておいてもらえればいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 再質問にお答えいたしますが、今ながとろ苑の増床工事をやっております、それと岩田の医新会が81ベッド、これは老健施設でございまして、社会に出る前のというか、ながとろ苑との中間的な方たちでほとんど満室になっておると聞いております。

今、県からのお言葉がありましたというお話でございまして、私たちのところには具体的な言葉としてそういうものについての要望だとか意見だとか指導だとかというのは来ておりません、後でこれをお見せしますけれども、長瀬町長様、埼玉県福祉部長寿社会政策課長、公印省略という文書が来ておまして、

その文書の中に旧白鳥荘跡地の売却についてという文書であります。その中で、買い受け業者の名前と、それから今後の利用目的の予定として、介護保険事業、小規模多機能型居宅介護とそれから認知症グループホームということが書いてあるのです。それ以外のことについては、県のほうからご指導もご指摘もございません。

この間、うちのほうとしては意見の調整がとれないというときに、先ほど議員がご質問の中でありましたような売却を含めてという話がありました。そのとき、県の担当課の副課長が話を聞きたいということでこの役場にお見えになりましたけれども、そのときも特別養護老人ホームの話は一切出ません。私たちは業者から話を聞きました。

ただ、私たちが今お話し申し上げられますことは、今関口議員の言うこともよくわかります。ただ、私たち長瀬町としては、老人介護施設の充足率ということがありまして、一応平均値といたしますと1.95という、約倍に近い長瀬町は数値を持っているわけなのです。そうしますと、それ以上のことについてはほかのところといろんなことについて協議をして、その場で足りないところがあれば、そういうところをつくっていただくというのが介護施設のあり方ではないかということを基本的に考えています。

どこでも長瀬に手を挙げれば、全部長瀬町でそれを認めますよという話にはなりませんという話は業者のほうにも申し上げました。業者のほうは、県のほうの話と違って、県のほうに申請をして、入札をするときの資料と違う言葉はこちらのほうに来ました。だから、言葉だけで私たちはそれを受けてわかりましたという話にはなりませんという話を、非常に役所的と言われればそうかもしれませんが、長瀬町にとっても大きな問題点というのを内蔵しているわけですから、そのことについてははっきり申し上げるほうがいいという私の思いから、そういうお話で何回かやりとりをしました。そのときも、基本的なことについては余り話がなくて、県との話も具体的にない、県からも私たちのほうに具体的なことは一切来ておりません。そういう状況ですから、今議員がきのうお聞きになったという話が事実だとすれば、これは私は県のほうに行って、その話と、関口議員に話した話と私たちのところに来た話が全く、一致しているということであれば、それはその指導に従うことは当然であります。そういうことでないことについては私は嚴重な抗議を申し込みたい、そういうふうに思っています。

そういう状況で、1.95という数値は、この近辺では一番充足率の高い介護施設が町の中にあるという、それから先ほど岩田にできましたグループホームの問題も、そのときに長瀬町のほうに許可申請といいますが、許可のあれが出ておって、内認可が出ていたということでありまして、今度の業者よりは早く手続がとられていた、当然先に来たところに条件を整えば許可をするというのが町の仕事でございますので、こういう状況になったというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、この介護施設についての質問、最後をさせていただきます。

今、町長が本当に、では県に言ってください。また、町長に言ったこととおれに言ったことが違ったら、今度はおれも抗議します。

佐藤副課長もそうなのだけれども、後から議事録を出すのです。議事録をつくるのだったら、ちゃんと録音でもしておいて、その録音を聞かせてくれればいいけれども、自分たちで勝手につくった議事録を見せましょうかといったって、そんなの見たって、それがどうしたから私は見ないけれども、町長、今私が言ったのがうそだというもし疑いがあるのだったら、ちゃんと高齢者の、平参事が電話番号を知っています。おれ、平参事から聞いて電話したのだから。よく電話番号間違えないでかけてください、直通です

から。

というように、県はそういうことを実際に言っているのです。私は、白鳥荘跡地に業者が買ったから、そこへつくらせろという話ではなくて、違う目から見て、さっきも言うように、私も介護をしている当事者として、年寄りをそういうふうに関護している大変さはわかるのです。今言うように、長瀬町は何とか率が1.95とかと言っているけれども、困っている人がうんと長瀬にいるのです。

例えば今度のながとろ苑、29ふやすときに、ではその29全部、長瀬町の人、町長、入れてやってください。長瀬の、そのために合併は、自分たちの地域は自分たちで守るのだから。町長、おれの質問を聞いていなければ、おれがこれから聞いたってわからないです。ながとろ苑を29全部入れてください。縄文の里もあるのだけれども、あそこも本当に、うちのおふくろが入っているのだけれども、期限がもう関口さん、来ているのだよ、うちはこれ以上ここにやっておくという違法になってしまうけれども、何とか、これで帰したのではかわいそうだから、面倒見ますよと、みんなそうやって施設が面倒見ているのです。

だから、特養みたいなそういう形のところは本当に必要なのです。その声が本当に役場へ届いているかどうか。ながとろ苑にも理事が長瀬の方がうんといるでしょう。そういう方が本当に長瀬の見たら、29全部長瀬の人からとってもらうようにぜひ町長お願いしてください。ただ理事会開いて、理事会で決めるのだから、その判定する会議で決めるのかわからないですけども、長瀬が足りていないのだから、あそこ白鳥荘もそういう形でなくなってしまったのだから、長瀬で施設は幾つあろうがどうだろうが、長瀬にまだ困った人が本当にうんといるのです。いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話はよくわかります。私も両親をうちでみとりました。それは、やはり仕事を減らしても親の介護は当然子の責任においてやるべきだと女房に話したら、そういうふうにしますということで、2人とも自宅で命を引き取ったわけでありまして。それは親孝行でも何でもなくて、当然のことを子供がやったというふうには私は思っておりまして、そういうことでの家庭の崩壊が今いろんな問題になって出てくるわけでありまして、この辺は日本の将来に非常に暗雲を投げかけているというふうに思います。

今担当の課長から答弁いただきますが、長瀬町で29ベッドふやしたから、長瀬町が全部それを確保するという、そういうことができれば一番いいわけです。ただ、長瀬町からもよその介護施設に行っている、そういうお互いの連絡といいますか、そういうものがあって、決まりについては私はよくわかりませんから、課長から答弁いたしますが、そういうことがあって、関口議員のお話もよくわかります。ただ、そういう状況にならないという事実もあるわけでございまして、これは後ほど説明をいたしますが、だからなくてもいいやということではなくて、確かに要望があれば100%満たす。

ただ、国の方針は今、ベッドをふやすということではなくて、ベッドを減らす方向にいています。これを国と例えば小さな自治体が戦って勝てるかということ、やはりなかなか勝つというのは難しいのです。その辺もあって非常に苦慮しているところでございまして、そういうこともだんだん、これはやはり国の高齢化が進んでいけば、そういう老人介護の問題は大きな現実のテーマになっておりますが、これからはもっと重要なテーマになるというふうに思っております。

ただ、国のほうの人たちの考え方というのは非常に私たちから見ると短絡的、ただ数値合わせとかお金、経済的な財政的な問題、そういうものが中心になって、ベッド数を減らそうとか、何十万ベッドを減らそうとかというような数字が出てくるわけです。だから、今の後期高齢者医療なんというのはその最たるものなのです。そういうことを考えると非常に背中が寒いような思いがいたしますが、しかし、こういうも

のを、私たちも今関口議員のご指摘がありましたように、地方からどんどん発信をしていかなければいけない、それが議会や執行者の責任だというふうに思っておりますので、発言は重く受けとめさせていただいて、皆さんとともにどうあるべきかについてももう一回考えて、県のほうには、後で資料をお見せいたしますから、そのことについても意見の違いがあります。このことについてもはっきり調整をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 関口議員のご質問ですけれども、今現在介護保険の認定されている方は360人おります。そのうちで施設にお世話になっている方は76人おります。特養が49人、老健が26人、それから療養型に1人入っておりますけれども、49人が町うちのところへお世話になっているかといいますと、そうではなくて、秩父郡内、長瀬の場合は大里の寄居のほうにもお世話になっております。

今度、ながとろ苑のほうで29床増設させていただいて79にするわけなのですけれども、ではそれを全部町内の方かといいますと、やはり国の補助もいただいておりますし、あとは待機の方の中でもそれぞれ事情が違います。ですから、緊急度などもありますので、そういうことをいろいろ勘案させていただいて、ご希望に沿うように全部できればいいのですけれども、そうもできない部分がやっぱりありますので、緊急度をちゃんと施設のほうでは勘案させていただいて入所の方を決定しておりますので、そういうところで待機の方がまだいらっしゃることは事実でございます。施設のほうともまた話し合いをさせていただきまして、できるだけ町うちの方が入れるようにお話はさせていただきたいと思いますが、全部というわけにはいきません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 本当はもう一回ここでやりたいのだけれども、さっき1質問に3回と自分で言っておいたから、4回目は手を挙げないで次に進みたいと思います。議長もそう思っているでしょう、もう一回ここでやったほうがいいのではないのかと思っているだろうけれども、次にいきますので、時間がなくなるので。

では、3番目、地域防災について総務課長にお伺いいたします。町は、地域防災が行政区単位で組織する自主防災組織によって行われることが理想だとしております。そこで、町ではこの自主防災組織への活動支援や連携指導をどのように実施していくのかお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 地域防災についてのご質問にお答えさせていただきます。

去る3月の定例会の一般質問の際にもお答えさせていただいた内容と重複する点もございしますが、災害発生時の被害を最小限度にとどめるには、防災関係機関だけの公助だけでは限界があり、地域住民一人一人が自分の身は自分の努力によって守るとともに、ふだんから顔を合わせている地域で近隣の人々が集まって、お互い協力しながら防災活動に組織的に取り組むことが大切なことであると思われまます。

特に地域で協力し合う体制や活動は、自主防災組織が担う活動の中核になるものと考えます。自主防災組織は住民の皆さんの自主的な活動になりますが、町としては、以前からお話ししておりますとおり、協力できる範囲でのお手伝いをさせていただきたいと考えております。例えば消火器訓練やAEDの扱い方などの救護訓練などを行う際には、要請をいただければ消防署員や消防団員の参加も可能と思われまますし、炊き出し訓練などは日赤などと連携を図って行うことも可能と思われまます。また、自主防災組織が主体と

なって実効性のある防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ることができるような簡単な手引書等の作成も行っていく予定ですので、でき次第、各組織にも配布したいと考えております。

なお、訓練の際には、町の食料、飲料水等の備蓄品の提供等も賞味期限等の状況では可能と思われます。さらに、各地域の自主防災組織の方々や地域のリーダーの方などが活動しやすいよう、防災知識を習得するために防災研修会などへの参加もお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 手を挙げておかないと、通過されてしまうと困るので、早く手を挙げたので、申しわけないですが。

今言うように、言っていることはすごくいいことを言ってくれているのですよね。ここに長瀬町地域防災計画という、こういうすばらしいのを配っていただきました。この中に書いてあることが、本当に職員全員で把握して、いざ分担になったときに動ける体制を町のほうでもできているかどうか。地域の防災組織団にばかりやれやれと言っていて、私が前回は質問したのは、災害訓練やったほうがいいのかというの、地域は地域でもうやっているのです。先ほど冒頭、齊藤課長が言ったようなことは、もう地元ではみんな地元のことを心配してやっているのです。やっていないのは、町がやっていないから私がかわりに発言しているのであって、では、この前非常食のことを言ったら、またこの間、全員協議会でも赤十字奉仕団長から私のうちにアルファ米を持っていますという話が出ましたが、こういう公共な非常食とかはちゃんとそういう町のあれが管理してはまづいのではないですか。地域にはやれやれと言って、いざとなったら町はわからない、この前、私が非常食を聞いたときにはないという返事だったのだよね。そのときは担当、新井課長だったのだけれども。そういうことが表に出てきました。

そこで、では、地域と行政の町をつなぐ訓練、今言うように消防団でAEDの講習を受けさせます、何を受けさせますではなくて、町の職員と自主防災がどうやって連携をして、本当に災害が起こったとき、今中国で大騒ぎしていますよね。この前も言ったけれども、本当に自分のうちだと思ってやってください。きょうも朝、大雨が降ったときに、長瀬町の災害の担当者の方、心配してくれたかどうか。井戸上郷区が一番上の田島さんといううちのだけれども、そこはちょっと雨が降ったって石がおこちてきて、壁にぼっこん、ぼっこんとぶつかるので、ちょっと大雨のときには子供は外へ出しておくのだと、外といたって、よそへ出しておく、危ないと思う、そういう措置をしているのです。だから、本当に災害時に町と防災組織をどう連携させてやっていくか、本当に時間も少なくなったので、そのつなぎをどういうふうにするかお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 先日、地域防災計画を配付させていただきました、その概要を説明させていただいたところでございますけれども、この地域防災計画をつくるに当たりましては、役場の中の職員も、参事初め課長が構成メンバーになっておりまして計画をつくっております。この計画につきましても、各課長に配付してございますし、当然課長を通して課の中でそれらは周知されているものと考えております。

この地域防災計画の中に応急対策ということで、応急活動体制で、地震発生後に迅速で有効な応急対策を行うため、職員の動員、配備を徹底するとともに、夜間、休日等における初動態勢の確保を図りますということで記載されております。当日もそのような内容を説明させていただいておりますけれども、細かくはその中で見ていただければと思いますが、待機体制とか初動体制だとか緊急体制、それから非常体制

というような4段階に分けてそれぞれ担当課等の職員が配備するようにはなっておりますので、その辺でそういう連携はとっていけるものと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、この質問の最後をやりたいと思います。

今課長に、こういう災害時どうするのだ、どうするのだと言って、本当にまだ災害が来ていないから、ではどうするのだといったときに、多分わからないのだと思うのです。だから、災害が来てみなければわからないのだけれども、そういう中で、先日、私、若い父兄の方といろいろお話をさせてもらう場面があって話をしたときに、若いお父さんから、災害時に、多分、夜だったらうちに一緒にいるのだけれども、昼間災害が起こったときにどこにうちの子供は避難していくか、うちで検討するように話を子供としているのだけれども、どこへ逃げてこいという話をしたらいいのだろうかという話がありました。

そこで、この前、避難所の公民館ですか、それを聞いたところ、その後の説明は、議会終了後、私が聞いたところ、あの公民館指定は大雨やちょっと水が出て避難するときに言ったのであって、全部公民館ではないのでというような、だんだん話が変わってきてしまうのです。議場では、今言うように、こういう防災計画つくって、はい、徹底するように、課長が、では全部の職員、自分の課の職員だけでも全部徹底、これをしているかといったら多分していないのだと思うのです。あのときにあれをやっておいたという事例づくりなのではないかなと心配しているのです。ですから、いま一度、災害のときの、こういう若い人の話も、実際にそうだよねという、うちで子供と親でどこへ逃げていっている、そこへおれが仕事場から駆けつけるよという話、きちんとできるように、AEDがどうかこうとうではなくて、もっと本当に地域住民に災害時の話を周知徹底してやってください。中国で見ていて、本当に子供があんなに犠牲になっているのをこのまま見過ごすわけにはいきません。

そこで、齊藤課長、多分、まだ長瀬に大災害が起こっていないから、どうやってやったらいいかわからないかもしれないけれども、きちんとやるように職員全部に行き渡っているかどうか、今全部下へ聞きに行ったら、多分これ全部把握している職員っていないのではないかなという考えを持っているのです。そこで、もう一回お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 地域防災計画の内容の周知については、また再度徹底するようにさせていただきますと思います。

それから、震災時の家族同士の連絡方法というのは、防災まちづくりという地域防災計画の中にもございまして、町民の役割というところで記載させていただいておりますけれども、その一つといたしまして、震災時の家族同士の連絡方法の確認ということで、今関口議員さんのように相談されているというお話も聞きましたので、さらにそういう家族の中で緊急のときの連絡方法の確認等をしていただければと思っております。

避難する場所につきましては、広報にも毎年出させていただいておりますけれども、33カ所の避難所を設けておりまして、また地域防災計画の中の資料の中にも避難場所として同様のものが位置づけられておりますけれども、災害の大きさによっては全部の避難場所に対応できるものではないというふうに考えております。かなり大きな地震の際には、地区の集会所等では賄い切れないというか、地区の集会所そのものがどうなのかというのもございますので、その大きさによっては、例えば中学校だとか小学校だとか中

中央公民館だとか、そういう施設になるのではないかと思いますので、一概に全部この場所というわけにもいかないかと思いますが、一応避難場所としては33カ所指定させていただいておりますので、そういうところへ連絡をとって避難していただくようにさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、地域防災については3回になりましたので、次に進みたいと思います。

保育園の耐震化について、町民福祉課長にお伺いいたします。教育施設の耐震化が進められておりますが、町内の保育園施設の耐震化はどの程度進んでいるのか伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

町内保育園の耐震化についてのご質問でございますが、中国・四川省の地震関係のニュースが連日のように報道されておりますが、関口議員のご指摘のとおり、園舎の耐震化対策は最も重要な課題の一つと考えております。

関口議員もご承知のとおり、町内には2園の保育園があり、いずれの園も別々の社会福祉法人によって運営されておりますので、保育園2園に耐震化の状況について聞き取り調査をさせていただいたところ、高砂保育園については、園舎が2棟あり、そのうち1棟は平成14年に建築され、近々の改築や改修の予定はないそうです。また、もう一棟の第1園舎は昭和54年に建築されたもので、耐震診断は行っていない状況ですが、平成14年の第2園舎建築時に耐震調査を行った際は大丈夫であったとのことでございますが、今後、耐震診断を実施し、耐震基準などが満たされない状況であれば建てかえを希望したいとのことでございます。

続きまして、たけのこ保育園の状況についてですが、園舎は昭和55年に建築され、既に28年が経過しており、耐震診断を行った結果、耐震補強が必要であるとの結果を受け、園として改築の方針が決定され、町も相談を受けております。このため、町といたしましては、保育園整備に必要な交付金を活用するため、たけのこ保育園関係者とともに関係する説明会に出席し、事前の準備を進めているところでございます。

なお、町内にはほかにも2つの幼稚園と3つの小中学校もございますので、これらの内容をよく検証した上で、優先順位も含めて年次計画的な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 時間もあと5分ぐらいになってしまったので。

大事なのは、子供たちを守る準備が本当に必要で、町では若者定住促進事業ということで、若者を呼んで子供をふやそうという大事な事業をやって、これもだから関連するのだと思うのです。全然、今言うように、保育園は町が関係していないのではなくて、いろんな施策を考えていったら、子供を大事にする、これは若者定住促進事業でどんどんそういう力をやってやっても私はいいのではないかと思います。

そこで、学校については平成19年の6月議会で私はお願いしました。保育園については、民教時代に私も勉強させてもらって、中国の地震で子供たちがそういうおっちこちてきた壁に頭をぶついたり、痛い思いをさせたくないの、耐震化を早くやってやったほうがいいと。入園するときには町の許可証が必要で、入ってしまったらもう関係ないのではなくて、そこから大事なので、入園許可証を出した時点からが大事、さっきも議会が終わってからが大事なのであって、ここに、先週の女性週刊誌なのです。全国で第43位

が長瀬町なのです。いろいろ調べた数値で、長瀬町は埼玉県で第1位なのです。全国で第43位、町長、先週の女性週刊誌だから、もう本屋へ行っても古いからやるよと言われるかもしれないので、見て勉強してください。長瀬はこういった耐震化率が全国で43位、ここに載っているのが200カ所が載っているのだけれども、長瀬は本当にここです。ここからスタートしてここですから、まだ次のページのこっちのほうだったらいいけれども、その端のほうに小鹿野町が載っているのです。ですから、長瀬の耐震化というのはこういうふうにならなくても出てきてしまうのだから、本気になって応援してやってもらいたいと思います。

そこで、町民福祉課長、では今出たように、もう本当に時間、これで区切ってしまってもう時間切れですと言われるので、最後のお願いで、特に学校側は、私、教育委員会にこの前お願いしてありますから、多分だんだんやっていってくれるのだと思うのです。特に子供たちが全然心配なく通っている保育園、ちゃんと見ていてやってください、監督を。もし見られなかったら私が監督という、私の得意の看板をしよわせてもらえば監督しに行きます。そういうことで、子供たちが痛い目に遭わないように、ぜひもう一回、やるのだという話をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 昨年の9月の決算の報告のときだったと思いますけれども、やはり関口議員からご心配のお話をいただいて、そのときも答弁させていただいたのですが、本当に保育園の子供というか、町内の子供が安全に過ごせるというのはだれもが願うことでございまして、町のほうとしては、たけのこ保育園さんのほうと、きょうここに理事長である渡辺議員もおりますけれども、協議をさせていただいて、耐震の結果、補強が必要であるということで何度か相談を受けていただいておりますので、昨年の11月だったと思うのですが、園長先生と町のほうの担当で県に出向きまして、事前の準備はどんなことをしたらよいかということで相談をさせていただいております。渡辺理事長と、それから園長先生にも、先ほどの回答にもありましたけれども、これから年次的な計画を立てていきたいということで、できるだけ早く建てかえができるように取り組んでいきたいということで回答させていただき、了解を得ておりますので、町のいろんな部局とそれから国のほうとも協議をさせていただきまして、なるべく早目にできるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 一般質問を行います。

それ前に、私は、2番目に一般質問する後期高齢者の問題についてのいろいろ訴えなどを書いたチラシを、今すぐ廃止を、後期高齢者医療制度というのを皆さんに先に配りました。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

では、質問通告順に質問したいと思います。まず1番目、観光トイレの管理について。ことしの3月、岩畳観光トイレが完成しました。しかし、このトイレは、町民から、豪華過ぎる、船玉まつりなどのときには便器の数が少なく対応できないなどの声が聞かれますが、このことについてどのように考えているのか伺います。

また、町内の観光トイレの維持管理について、トイレごとの状況をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

岩畳観光トイレのご質問でございますが、当町では、長瀬町公共トイレ整備計画報告書に基づき、観光公衆トイレ整備計画を平成13年4月に策定し、観光用公衆トイレの整備を進めております。長瀬岩畳観光公衆トイレは平成19年度事業で、平成20年3月に完成をいたしました。

岩畳観光公衆トイレの設置の考え方としましては、子供からお年寄り、障害者まですべての人が安心して使用できる公衆トイレとして、また観光地としてのイメージアップを図ること等を目的として設計をいたしました。岩畳観光公衆トイレの設計に当たって、土地を購入する条件として、地権者から当初10坪ほどの承諾がありまして、交渉によりまして最終的に正方形に近い形の土地の形で46平米程度となりました。その面積や土地の形状の中で最大限の便器数を確保するため、男子小便器3基、同じく大便器1基、女子大便器3基、多目的便器1基を確保いたしました。

また、観光公衆トイレは汚いというイメージを解消するため、清潔できれいなトイレで、コストが抑えられる管理しやすい手法とするため検討いたしました。当初、受水槽を設置する案も検討しましたが、受水槽のメンテナンスや電気代や故障等のコストを抑えるため、受水槽を設置しないことといたしました。観光客が多い時期に極力対応できるよう、狭い室内を有効的に利用し、またコスト削減のための節水型にすることなどを考慮して、水洗方式はフラッシュバルブと少量のタンク内蔵型の大便器となりました。このため、通常のトイレに比べ、新式の便器の設計となりました。また、今後増加が見込まれます外国人の方にも対応するため、洋式のトイレを採用しております。

続きまして、船玉まつりなどに便器数が足りないのご質問でございますが、大きなイベントを考慮したトイレではなく、あくまでも観光公衆トイレでありますので、船玉まつりは昨年約6万人の来場者がありまして、従来どおり仮設のトイレを設置する計画であります。

公衆トイレの維持管理費でございますが、現在町内にある観光公衆トイレは14カ所設置されておりました。平成19年度につきましては、決算前の金額となりますけれども、電気料で12万1,770円、上下水道料で146万3,024円、くみ取り料19万3,710円、維持管理費228万3,496円、計406万2,000円となっております。これをトイレ別に見ますと、彩の国観光トイレ、これにつきましては、自然の博物館のわきになりますけれども、これが40万4,083円、旧大正館わきの公衆トイレ、こちらが31万422円、長瀬駅前公衆トイレ、こちらが113万5,599円、宝登山並木参道公衆トイレ38万9,295円、宝登山観光トイレ、これはロープウエーの下になりますけれども、こちらが7万2,850円、野上駅前観光トイレ、こちらが41万8,342円となっております。そのほか、公衆トイレの維持管理費は、8カ所で、くみ取り料等でございますが、そちらが43万5,513円となっております。その他、全体の修繕費、それとトイレトーパーなどの消耗品の材料費等で89万5,896円を支出してございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

今答えたのについても含めてですけれども、私が豪華だと言っているわけではなくて、私が長瀬のほうへ行って言われたのです。渡辺さん、今度の便所は何か豪華だというけれども、何であんな自動でふたが

あいてできるようにしたのですかとか、あと船玉祭については、せっかくだつくるのだつたら、もっと便器をふやしたほうがいいのではないかというわけで、私がきっかけとして質問に出したのです。

しかし、この問題について、再質問の中で建設費は幾らだつたのか。豪華だというふうに言っても、建設費については何か、7番議員も質問していますから、どういう状況の建設費だつたのか。

維持管理費についても、やっぱり町民は、維持管理費についてはどうのぐらにかかっている、何にどれだけということがやはり知りたいのです。今、お便所の問題では一番大事なことなので、ぜひこの問題について、では、私が新聞を配ってしまして、朝、宝登山神社の社務所の入り口の便所におしっこに入ったときにびっくりしたのは、ごうごう、ごうごうと水道が出っ放しで流れているのです。しかし、私がとめてきましたけれども、維持管理費を節約するにはどうのふうにしたらいいかということについては、ここの場所ですら維持管理費を節約できるかということについてはもう少し、皆さんが血税で納めた税金がああいうふうな形で、トイレトーパーや水道水が乱雑に使われているというような感じもするのですけれども、どのような維持管理費の節約についてやっていくのか、やってきたのか、それについて再質問します。

あと、土地代は、購入されたと聞いていますけれども、値段的にはどんな状態だつたのか、それも答えていただきたい。

あと、私は、これは全部数字を挙げてあれですけども、今後のトイレの計画、今までトイレの計画というと、上長瀬の駅前に、だれでも入れるというような形でいえば水洗便所にしまして、県と町と出費でつくりました。樋口駅にも、鉄道さんの敷地内にいい水洗便所ができました。しかし、これはみんな町民の税金で、みんなでもないですけども、県と町と、鉄道さんも出したろうけれども、そういう問題で、やはりそういう鉄道さんとの協力でやっていかななくてはならないのではないかと。それには、今まで私は議会の中で言ってきたことは、宝登山神社の入り口にお便所ができるときに、宝登山神社はことしは神社を直すということで、町民から莫大なる寄附をもらいまして、それで今つくっていますけれども、やはり鉄道も宝登山神社も栄えてもらわなくては困るわけで、ましてや観光のためにはうんと役に立っていますから、そのためには、ちょっと重複しますけれども、鉄道さんには必ず、あと宝登山神社さんには応分の負担をしていただく必要があると思うのです。今後、その問題についてどうのふうにしてかかわって、便所の維持管理費の節約につなげるかということも答えていただきたい。

あともう一つは、今、長瀬ではハナビシソウ、それで秩父ではシバザクラということで車が渋滞します。はっきり言って、長瀬でも時々、トイレの問題で、国道沿いの隅に行ってお便所の用を足している人を見かけますけれども、こういう問題で、観光地として公衆便所をこれからどうのふうな計画を立てていくかについて答弁していただきたいと思います。

我々は、税金で賄う問題については、やっぱり少し今の状況ではいろいろと考えていかななくてはならない時期なので、それについての再質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

建設費がどのくらいだつたかということでございますが、この建設費につきましては、変更設計を含めまして、建設費につきましては1,111万9,500円の建築費ということになってございます。

それと、これの維持管理費の関係でございますが、こちらにつきましては、全体の維持管理費も含めて先ほど申し上げましたけれども、現在節水型の便器等を使っているということもございまして、水の使用

料については、使った割には少ない水で水洗ができるというふうな形になっておりまして、新しいところに新しいトイレをつくったということでございますので、ちょっと比べるものがないような状況で、使い始めて4月からここまで来ているということもございますので、そのつくったトイレの資料というのがちょっと持ち合わせがございませんので、新しいほうの金額のほうについてはちょっと割愛させてもらいたいと思うのですが。

〔「それはいいですよ。まだ始まったばかりだから。全体的に」と言う人
あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） はい。

それと、土地代の関係でございませけれども、土地代のほうにつきましては、面積が全部で45.80平米が最終的に購入できました土地になりまして、購入代金は179万4,500円、これが土地の購入代金となります。

それと、鉄道のトイレの関係でございませけれども、鉄道のトイレにつきましては、以前、上長瀬と樋口駅に補助する形でトイレを整備させていただいたかと思うのですが、鉄道のほうとの話し合いで、公衆トイレとしての機能ということで、トイレに入りたいということで駅の職員のほうに言っていただければ、そちらのほうに自由に入れるということになっていきますので、公衆トイレの位置づけという形のトイレの使用になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、宝登山神社入り口のところにありますトイレでございませけれども、そのトイレにつきましては、現在、管理を清掃のほう、シルバー人材センターのほうにも頼んでいるのですが、それと同時に、宝登山神社と隣にあります夕隣倶楽部、こちらのほうでも清掃をやっていただいております。ローテーションというか、そういうものを組みまして実施をしているところでございませるので、この辺のところも改めてもう少しできるかどうかということも含めて話し合いをさせていただければというふうに思っております。

それと、ほかの公衆トイレでございませけれども、旧大正館わきの公衆トイレ、これにつきましては、シルバー人材センターもかかわっておりますけれども、銀座通り商店街、こちらのほうの方も同じような形でかかわっていただいております。

それと、長瀬駅前公衆トイレ、こちらにつきましても、シルバーでもかかわっていただいておりますけれども、長瀬駅前商店街の皆さんにもご協力をいただいておりますので、その分、委託の経費というのは浮く形になっております。

あと、宝登山麓駅駐車場のすぐわきにあるトイレですが、こちらのほうにつきましては、電気、水道、清掃を含めて宝登興業のほうで見てもらっておりますので、こちらの経費のほうは余りかからないというふうな状況になってございます。

あと、ハナビシソウの関係でちょっと話が出ましたけれども、よろしいですか。

あと、トイレの今後の整備計画につきましては、以前作成して実施をしているところでございませけれども、この辺のところにつきましては、必要性等をいろいろ考慮させていただきまして、検討を重ねた上で実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございませ。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 1番の最後の質問ですけれども、私が言いたいのは、今、観光シーズンになりますと、先ほど言ったように寄居まで行くのに渋滞になります。そのときに見ていると、さっき言ったように、トイレの問題というのが、やっぱり国道沿いのほうが深刻なのです。というのは、渋滞ですから。しかし、よくとまっているところで車からおりて、男の人なんかはしているところを見ます。これから観光、問題として再々質問の場合は、上長瀬、長瀬、樋口、あの問題でして、結局、駅の中にあるやつについては意外と使えないのではないかという錯覚になってしまうのです。私なんかも、自分が知っているからいいけれども、よく上長瀬のほうへ行って催したときに、駅員さんに言って中へ入ります。野上は別ですけれども、近所ですから、外へ出ていますけれども、やはり観光トイレですから入ってくださいというような、何かわかりやすいようなことをする必要があるということで考えていただきたい。

あと、町長というか、町の執行部にお願いしたいのは、前は秩父鉄道と定期的な会議をやっていたのです。年に1回だった、松本町長のときとかは、よく言っていたのは、今度、秩父鉄道さんの執行部と会合を開くのだということで、そういうような会議を申し入れてもいいのではないかと思うのです。道路の問題一つとっても、上長瀬の道路の問題一つとっても、あと今、宝登山神社の問題をとっても、何かやっぱり観光発展は、企業が発展しても自治体がよくないというのではだめだし、自治体がよくても企業が発展しなくてはならないという、そういう、宝登山神社、秩父鉄道、役場、その話し合いを、どういうような形で意思伝達を今後していくかについて、再々質問ですけれども、お願いしたいと思います。町長でいいです。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

秩父鉄道との定期協議につきましては、実は去年、ちょっといろんな事情がございまして、1年間休ませていただきました。今年度はこれから具体的なことについて詰めていきたいというふうに考えておまして、私は常々、秩父鉄道に申し上げていますことは、秩父鉄道と長瀬町というのは運命共同体だと、どっちがこけてもだめだからお互いに協力しましょうという話があります。きょうは具体的なことを申し上げますが、いろんなことについて協議をしております。ただ、片方は利益追求、株式会社でございまして、そういうことと、町とのつながりを、秩父鉄道に利益供与することだけは具体的には避けたいというのが基本的な考え方であります。

そういう中でも、やっぱりお互いの運命共同体ということであれば、協力できることについてはしっかりやっていこうというのがその話でありまして、ことしは秋口にもう一度初心に戻った定期協議をしていきたいというふうに考えて、去年1年は休みました。そういうことでありまして、あの鉄道が例えばとまれば、長瀬なんていうのは惨々たるものだという思いを持っておりまして、そういう意味では鉄道の存在価値というのを無視することができないというのが基本的な町の考え方であります。そういう状況を……

〔宝登山神社〕と言う人あり

○町長（大澤芳夫君） 宝登山神社については、これはまた宗教法人でございまして、この辺も非常に難しい。ただ、昔から長い歴史を持った宝登山神社でございまして、それを大勢の方がお参りをすることについてはありがたいことだというふうに思っております。ただ、町としてそのことについてバックアップをすとか、そういうようなことについていかなものかなという思いがあります。

細かいことについては、時間が長くなりますからまた申し上げますが、そういう状況で、あることの存在価値というのは私たちは重く受けとめさせていただいておりますが、特に宝登山神社のことにつきましては、特別深い関係を持つということではなく、宝登山にあります県造林だとか、そういうことにつきましては、宝登山の意向も体して、ある程度宝登山の考え方も参考にして植栽をしていきたいと考えております。ただ、必ずしも意見がイコールではないということをご承知おきをいただきたいと思っております。

〔「トイレの周知徹底は、課長はどう考えます。町民に」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどのご質問の上長瀬、樋口のトイレの公衆トイレとしての使う看板の関係でございすけれども、これにつきましては、駅の入り口のところにその旨の看板が設置してございすので、トイレのところにもあるということございすので、皆さんそれで使っていただけることとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 次の2番の後期高齢者医療制度について質問したいと思います。

この問題については、今、国会で大分国民の皆さんに報道されています。今はどういう状況なのかについては、ご存じだと思いますけれども、一応言います。75歳以上の人を医療で差別する後期高齢者医療制度が実施されました。テレビや新聞などでは、差別されている、早く死ねといふのかなどと怒りや不満の声が噴出していると毎日のように報道されています。こうした国民の声を受け、野党は後期高齢者医療制度を廃止する法案を参議院へ提出しました。

制度に対する怒りや不満、廃止を求める声が町民からも町へ寄せられていると思いますが、町はそうした町民の声を国や県の関係機関に届けていくべきだと思います。町では、町民の声をどのように把握し、それをどうすべきだと考えているかをお伺いいたします。

以上、よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

町民の制度についての意見等の把握については、担当課において窓口や電話で伺っている状況であります。町に寄せられております内容といたしましては、廃止を求める声は今までには入っておりませんが、保険証が小さいため見づらい、制度についてよくわからない、一部の方からは、保険料が前より安くなった、保険料が高いなどという意見が寄せられております。これらの寄せられたご意見等は、今のところ全体でも数件でありまして、これらのご意見につきましては、後期高齢者医療制度の運営が円滑に行われるかどうかについても大きなテーマでございすので、さまざまな機会を通じて国や県、それと主体であります、後期高齢者医療広域連合というのが主体でやっておりますが、ここに要望していきたいというふうを考えているところであります。

いずれにしても、制度の導入に当たっては、国民本位の、国民のためになるものであることが必要だといふふうに痛感しております。このことにつきましては、基本に立った制度の導入が必要不可欠というふ

うに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 町長の答弁だと、役場の関係でも、見直ししろとか、それで廃止しろとか、あと怒りの声というのが余り聞こえないような感じもしますけれども、私は今度の後期高齢者医療制度について、隣の美里町で町会議員の補欠選挙をやりまして、応援に行ったのです。ピラを配りながら署名をもらったりして歩いたら、町民はこれから我々がどうなるのだろうと本当に心配しています。

そういう中で、ご存じのように、美里町では定数1で共産党の候補者が競り勝って当選しました。その後、県議員選挙で、富士見市かな、県議員定数1で、自民、民主を破って1人が当選し、この前の山口選挙でも、共産党も幾らか応援した中で当選しました。今度の沖縄県議選でも当選しているのです。大きく自民、公明が躍進しなかった、そういう結果で、今度の法案はどうしても廃止以外に解決策はないというふうに思っております。

今、廃止法案が出たのは、来年4月、来年というのは1年後、1年ないけれども、後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻す、まだ75歳以上の人は後期高齢者保険料を年金から天引きされていないです。10月から天引きされるということで、天引き中止、あと保険料負担を軽減する、サラリーマンの被扶養者の保険料徴収の中止、また私たち、まだ、前期高齢者になったのです。私は65になりまして、年金から天引きはまだされていませんけれども、天引きされるのです。あと、70から74なら窓口2割の中止になってしまうのです。だから、物すごくこの問題については、若い人から含めて全部の国民に負担を強いられている。

そこで、町長は、ありきたりの答弁はされましたけれども、これの問題について、今商業新聞でもマスコミでも投書が随分されているのです。私、ここに毎日新聞の6月2日号の、75歳以上は選挙で意思を示そう、75歳以上は結集しようということで、この次の総選挙に投票に行き、この世代を顧みない政党や議員を落選させよう、後期高齢者医療制度の怒りだ。私は、疑問を持ちながら自民党を支持してきた。だが、国民の味方でないことが、自民、公明にしっかりした山口2区の補欠選挙の結果が見えていないという責任者がいるのだから、もはや許せない。75歳以上の医療を受けづらくし、早く死んでくれという官僚発生の制度、それを代弁してきた自民、公明政権与党の議員。高齢者なら病気がちなのは当たり前。人間は機械でないから、病気が複数のことも、それをかかりつけ医に一本化とは、医療を細分化された今日、専門外から含めてすべてを診てくれる名医が多くいるというのか。金がかかるから応分の負担をはわかる、だが実施まで周知せず、保険証すら満足に届けないのに、この保険料を年金から天引き、まるで暴力バーだ。これまで高齢者がどれだけ税や保険料を納めてきたか忘れたのか。選挙で力、意思を示そう。私も本当にこうなのです。自民党の長期政権がどんなに日本の国民を今犠牲にしているか。

この間、若い人の派遣労働者の問題で、今度の事件が秋葉原で起きました。しかし、若者が本当に派遣労働だけで食べていけない、結婚もできない、こういう状況の中から、人を殺してもうだめだというような、ああいうことでは本当に困る。あの犯人は憎らしいですけれども、人の幸せを奪って、しかし、今の日本は若い人に未来がないのです。何も後期高齢者でなったからといって、みんなが、町長が知っている人が町民に、85かな、86かな、の人が言っていました。きのう、ちょっと行き会って。我々は戦後復興のために頑張ってきた、そして子育てしてきて日本を再建してきたのに、今度は75過ぎたから、もう医者にかかるな、死んでしまえということだということで、町長、個人の名前は言いませんけれども、本当に怒っています。ただ、ここに、役場の窓口には来ていないけれども、本当にみんな、そら恐ろしい日本にな

ってきたのではないかと。

では、町長、そこで質問です。再質問ですけれども、今なぜこうなったかについて私の考えを言います。今の自民党の政治は、ここにも投書ではなくて書いてありますけれども、皆さんの年金、皆さんの一生懸命払った税金を道路財源なんという中で無駄な公共工事をしてきた、そしてアメリカと日本の大企業の一握りが、もうけのために何でも自由化ということで、仕事を中国や外国に持って行ってもうけただけで、トヨタとか日産とか大企業が税金を免税されて、そのお金が莫大な金なのです。そして、大企業が若い人を派遣労働にしているのです。そういう状態の中でやっているのが今の日本です。このままいけば、日本は年寄りがこのまま、10年後、20年後がなくなれば、若者は結婚もできないし、大変な問題になってしまふ。そして、食料は外国から頼っている。すべて見ても、今の自民党、公明党の政権はひどいものです。だから、ぜひこの問題について具体的に動いてもらいたいです。

それは1つとして、後期高齢者医療制度の、たったの20人の議員が議会を開いてやっているということで、私はこの間、共産党の埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会議員、さいたま市、加川義光さんが皆野の文化センターに来て講演したのです。要するに、勉強会を皆さんでやって、相当大勢の人が集まって、私も行きました。そこで言われたのは、たったの20人の後期高齢者議会で発言するのは、後期高齢者議員のさいたま市議の加川義光さんだけだった。それで、いろんな問題を抱えていながら、ほかの議員は発言しない。その中で、こういう問題をどんどん伝えなければ我々は今後どうなってしまうのだろうと思うのです。町長は、この問題についてどうしていくのかについてぜひ伝えてほしいのです。町長ばかりではない、役場職員も一体となって、我々町民も一体となって、こんなのは撤廃しろという形で言ってほしいのですけれども、町長、再質問です。どうしますか。

それで、あともう一つは、この間、人間ドックが、黙ってください、大事なことなのだから。人間ドックが、今度後期高齢者になって、75歳以上は受けさせないというのが市町村で大分出てきたのです。それで、75歳から人間ドックを受けるなというのは長瀬ではまだしていないということで浅見課長から聞きましたけれども、その問題について、ぜひそういうふうに、ほかの町がやったから、人間ドックの補助は75歳からやめたなんて言わないでほしい。

あと、敬老会は、やっぱり長寿を喜べる社会でなくては日本の発展はないですから、長寿を喜ぶためには敬老会をどうしていくのかについてもお願いします。

以上、これでお願ひしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

いろいろご質問があつて、ちょっと全部答えられるかわかりませんが、医療は何のためにあるのだということが基本だと思うのです。先ほど申し上げたとおりであります。お年寄りが保険を使いたくないとか使いづらくなつたとかという話は私も聞いております。ただ、この問題を国が各県の後期高齢者医療広域連合というのに丸投げしているわけです。これが大きな問題だと思ひます。この制度を変えなければいけないというふうに私は提案をしておるところでございまして、こういうことから考えますと、政治家は自分で考えたことを地方に全部投げているということが大きな問題点の発端だというふうに考えております。政治家の資質を疑うものだというふうに思ひております。

それから、先ほど申し上げましたような広域連合は、例えば私も人づくり広域連合の議員になっておまして、1年に2回しか会議がございませぬ。広域連合というのは、いろいろあれがありますが、

今度の医療の問題は非常に重要な問題なのです。それを、広域連合というのは寄り合い世帯で、多分31人ぐらいで構成をされているのだと思いますが、その中で市長会の会長が連合長、それから副知事が副連合長、それからもう一人だれか副連合長がいて、ただそのときの会議に来るだけ、事務方の書いた文章を読むだけというようなふうになっているのではないかな、人づくり広域連合は職員の研修でありますから、かなり方々のことを勉強しております。ただ、後期高齢者医療広域連合の議員の話を書きました。そうしましたら、全くわからないと、ただ、よく勉強している人もいますねという程度の話であります。これが大きな問題の発端になっているというふうに思っております、やはりそういうことは、政治主導でやる場合にはお年寄りの意向をよく聞くことが大切ではないかな、共産党が勝ったとかというお話であります、それは渡辺さんのほうのサイドの関係でありまして、私たちは直接、特別そのことについてお話を申し上げる立場にないというふうに考えております。

ただ、ここにも、きょう新聞を持ってきましたが、きょうの新聞で、埼玉新聞ですが、首相問責を初可決、参議院の野党で新医療制度廃止を求めというのがこの対応ではないかなと思っております。これは衆議院でまた可決をするそうでありますから、きょうあたりまたもとに戻るといふふうに思います。だから、国会議員がしっかり、本当に国のため、国民のためのことを考えて行動していただいているのか、私はこれは大きな不信の目で見ています。官僚に作文をつくらせて、それで地方に丸投げをするという制度はもうとっくにやめなければいけない。

先ほど渡辺さんからお話があったように、今の75歳以上の方が日本の戦後の復興に全力で力を傾けた結果が今日にあります。しかし、政治の大きな欠陥が、人を殺したり、親が子を殺したり、子が親を殺したりという、そういう教育環境をつくっていることも事実であります。これは教育者だけの責任ではない、政治家の責任が非常に多いと思います。ですから、このことについては、先ほど申し上げましたように、やっぱり政治をつかさどる人間、そういう人たちが初心に戻るということが大切なことだといふふうに思っております。

それと、人間ドックの話は今までどおりというふうに長瀬町は決まっております。

それから、敬老会につきましては、去年やりました、慶事該当者に80歳の方を足して、傘寿というのをに入れてやっていただきたいというのが老人クラブ連合会のほうからの要望でございまして、私たちはその要望を受けて、慶事該当者に傘寿、80歳を入れてことしもやることで内定をいたしました。それで、本来なら全体の方をお呼びするということが一番理想なのでしょうけれども、これは私のほうから老人クラブ連合会のほうに質問をする形で結論を出して、皆さんのお考えに従いますということでこの間社会福祉協議会の理事会で決定をしたところでございまして、10月の半ばごろ、敬老会は今までの形プラス80歳の方を入れて敬老会をお世話になるということになったわけでございます。

いずれにしても、そういうような状況を踏まえて、私たちもこのことについては異論がいっぱいあります。ただ、正しいか、正しくないかというのは結果でありまして、中でも国のほうが非常に揺れておりますので、この辺はしばらく意見を出しながら見守っていくしかないのかなというふうに考えているところであります。渡辺さんのほうが大勝ちをしたということについては、喜ばしいことなのかどうかも含めてここで見守ってほしいというふうに思います。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） あと1回できるのだよね。

町長に質問ですけれども、75歳以上の方がこのままだとこれから天引きされるのだよ。だけれども、何

か自民党、公明党の政権は変なことを言っていますよね。今度天引きしないと何か、どうもわからない。町民が一番知りたいのは、どういう結果なのか知らされていないのです。だから、まだ町民の中に不平が来ないというのは、実際天引きされれば、年金が国民年金なんか少ないですから、物すごい苦情が出ているのです。だけれども、長期政権であるために、自民党、公明党の政権は恐らく手をかえ品をかえて幾らか緩和策をやると思うのだけれども、だけれども、根本は、町長、大企業が応分の税金を払ってもらえばこんな年寄りいじめの政治はしなくて済む、派遣労働ばかりで使うことばかり考えないで済めば変わってくるのです。あと、今までの年金の無駄遣い、公共工事に名をかりた税金の無駄遣いを直せば変わってくると思う。だから、今までどおりというのはうんとよくないことなので、町長、その問題について私が言ったことについてどういうふうに思うか、この質問の最後ですから。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 近いうち、国会の選挙も遅くとも来年の4月にはあるわけでございまして、その辺の動向は注意深く見守っていきたいというふうに思います。

ただ、道路特定財源の問題は、私は、首長の集まりがありました、そのとき欠席をしました。これは意図的に欠席をしたわけです。というのは、一般の庶民が25円10銭という、ガソリンが上がるか下がるかということが、家計に非常に大きな負担が生じるか生じないかの境目であります。道路を例えば100%特定財源でやっているかということ、そうではなくて、先ほど申し上げましたように非常に無駄遣いがあります。例えば末野から皆野寄居バイパスの進入路ができました。ことしの4月の初めに、県土整備の所長と副所長とそれから部長が3人、新年度のあいさつにお見えになったとき、あの進入路はどのくらいかかっていますかと聞きました。そうしたら、所長が34億かなとたしか言ったのです。そうしたら、副所長が、違いますよ、100億以上かかっていますよ。道路特定財源だねと私は聞いたら、そうです、そのとおりです。これから向こうへ抜ける、戦場から秩父に抜ける道も道路特定財源だという話を聞きました。すごい道路ができるわけですね、どこを通っていったら秩父に抜けるのかわからないような道路だねと言ったら、ええ、そうなのですよ、それ以上のことは言いませんでしたけれども、そういう非常に無駄なことをやっているわけです。だから、医療にもそういうことがあってはいけないというふうに私はつくづく思います。

この間、深夜のタクシー料に対するバックがあった、一番先の私、たしかテレビを見たと思いますけれども、そうしましたら、総務省とたしか言っておった、総務省の秩父から通勤の係長ということを最初言ったのです。その後から、もう一度聞こうと思ったら、その後は埼玉県北部の職員というふうに、これは秩父という言葉はまずいと思ってやめたのだと思いますが、調べればすぐわかる、多分財務省だというふうに記憶をしておりますが、そういうことがだんだん出てきてしまうわけです。ですから、そういう、やっぱり政治とそれから官僚というのがもっとしっかりした体制で協力体制を組まないと、マイナスの、お金を自由に使うとか制度を勝手に変えるとかということだけを政治家が官僚に任せるようなことをするから、こういう問題が私は起きるのだと思うのです。政治家がもっとしっかりした目で見、官僚のやっていることに注意をすればそういう問題は解決するのではないかなというふうに思います。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 時間の関係で、次に入ります。

ひとり暮らし高齢者の援助対策について。長瀨町の人口は、本年5月1日現在8,270人、そのうち65歳以上の人口が2,232人、高齢化率は26.99%と聞いています。高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らしの高齢者も毎年増加し、頼れる人がいないなどの不安を抱えるようになっていきます。今後、地域ぐるみでこう

した人々をケアする対策をとる必要があると思いますが、その考えについてお伺いいたします。よろしく
お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

高齢化率の上昇とともにひとり暮らし老人が増加し、その対策についてのご質問でございますが、町の
高齢者数等の推移について調べてみますと、平成12年度の高齢者数、高齢化率はそれぞれ1,849人で
21.6%、平成17年度は2,060人で高齢化率23.9%、今年度は2,232人で高齢化率は26.99%となっておりま
す。5年後の平成25年度は2,424人で高齢化率は30.3%と、人口のおよそ3人に1人近くが65歳以上の高
齢者になるのではないかと予想されているところでございます。

このように、毎年高齢者が増加し、頼れる人がいないなどの不安を抱えている高齢者が多くなっている
とのお話ですが、平成18年度に実施した高齢者実態調査によりますと、家族と一緒に住んでいる人がいる
高齢者は82%で、ひとり暮らし高齢者は9.7%となっております。健康状態は、普通の方が48.5%と最も
多く、余りよくない方は15.1%となっております。外出の頻度は、週に1回から2回以上外出されている方
が75.8%で、病院などへは自分で運転していくやタクシー、徒歩で行くが60.2%となっております。困った
ときの相談先は、家族、親族が84.6%と最も多く、続いてかかりつけ医、近所の人、知人となっております。
このことから、健康状態が余りよくなく、外出の頻度が少なく、引きこもり気味で将来多少心配である等
の何らかの問題を抱える高齢者がいらっしゃることは承知しているところでございます。こういった状況
から、渡辺議員のご指摘のとおり、地域ぐるみで高齢者をケアする対策をとる必要があると考えます。

そこで、特に支援を必要とすると思われる単身老人の方には、地域の民生委員さんを通じて状況を把握
するとともに、社会福祉協議会が行っておりますひとり暮らし老人防火査察や煙探知機設置事業、ひとり
暮らし老人給食サービス、乳酸飲料配布事業など、高齢者福祉に関係する事業について積極的に支援して
まいりたいと存じます。

また、町では緊急通報システム事業を行っており、ひとり暮らしの高齢者を対象に緊急通報発信器の貸
し出しを行っているところでございます。また、平成18年の介護保険制度の改正で地域包括支援センター
が町民福祉課内に設置されており、介護や健康、権利擁護など総合的な相談に応じているとともに、なが
とろ苑にも要援護高齢者の相談業務を委託しており、高齢者や家族からの相談を受け付けております。し
かしながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯には、ごみ出しや電球の交換といった軽易な作業な
ど、制度では拾い切れないニーズへの対応、介護保険や町の福祉制度の給付要件に該当しない方への対応、
また引きこもりの高齢者や認知症のひとり暮らしの高齢者などへの対応など、地域において新たな支え合
いを確立する必要があると考え、介護保険制度の地域支援事業の充実や、民生委員さんや愛育会、ボラン
ティア団体などの活動支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

平成18年の8月4日から10月11日に実施した長瀬町生活状況実態調査、これは時間がないから言います
けれども、これには町の税金を291万8,898円かけていた、それで民生委員の人たちに調査を依頼して、調
査まとめは業者がやったと。私は思うのに、こういう実態調査した割には、割かし、調査したら対策とい
うのが出てもいいのだけれども、その対策が、もうことしは平成20年ですから、遅いのではないかと思う

のです。私、再質問の中で、高齢者の実態調査は、やっぱり対策を考えるために実態調査、皆さんの大変な税金をかけたのですから、もっと具体的にしていかななくてはならない。

そこで、具体的にはまだされていないというふうに聞いておりますけれども、私は、今度のひとり暮らしのには、近所でもぼつりぼつりと、奥さんに死なれ、男のひとり暮らし、だんなさんに死なれ、女のひとり暮らし、どんどんふえているのです。それは人ごとではないのです。みんな必ず年をとりますから、夫婦一緒に年をとって、夫婦一緒にあの世に行ってしまうというわけにはいかないのですから、そのためには対策を今からとっておかないと、物すごい高齢化率になりますから。それで、私は、長瀬町のひとり暮らしの姿を見ますと、ひとり暮らしでいううちに住んでいるのですけれども、1日一回も人と話さないでうちにいる人、あと、うちにいるけれども、時間になると酒を飲むのが楽しみというか、飲まなくてはられない、アルコール依存症、そんな人もいます。しかし、その人も病気になってしまいました。また、ひとり暮らしでやはり刺激がないですから、外へも出ませんから、痴呆が始まったという人も知っています。あと、ひとり暮らしではないのですけれども、これは結局、脳梗塞で倒れて、昼間は完全にひとり暮らしになってしまった人もいます。そう見ますと、あすは我が身だなというふうに思います。

それにはどういうふうにするかという、やっぱり、この前、NHKの「ためしてガッテン」とかいろいろやっていますね。一番感じたのは、地域ぐるみでボランティアで、民生委員に任せるのではなくて、区長に任せるのではなくて、ボランティアで地域を回って、それで声をかけていくという姿を見ました。それで、私、思うのに、今、小中学校の防犯パトロールが教育委員会で聞いたら65名いて、帽子、腕章、チョッキなんか出て、相当の人が子供の安全を守るために、あのチョッキを見ますと歩いているのだと、みんなが見守っているのだと、長瀬の子供たちはそういう意味ではすごくいいと思います。これもどんどん続けてもらいたい。しかし、ひとり暮らしというのは、年寄りですから、やはり行政でやる時代ではないかなと思うのです。それには、防犯パトロールみたいに、65名、これはボランティアですから、帽子と腕章、チョッキは支給されましたけれども、そういうシステムを組めないかなというふうに思っています。そのことについて、これはだれに質問したらいいのかな、やっぱり町長かな、こういう考えについてどう思っているのか。

あともう一つは、長瀬では、うちの集会所も含めて、長瀬全域に大体集会所ができました。集会所がないというのは、宝登山区のは宝登山神社の社務所を使っているから、それはわからないけれども、あと長瀬区で大正館、どこか使っていて、あとは大体集会所はあるのです。ほとんど、だからそれが日ごろは使われていません。区長さんにかぎを借りてあけて、区のことについては金は取られませんが、ただ面倒くさいということで使われていないのですけれども、集会所を利用したサロンのようなところが欲しいのですけれども、そういう案について、実態調査の中にはそういうことも含めてもらいたいと思うのです。

あともう一つは、ひとり暮らしといっても、昼間ひとり暮らしの年寄りがふえています。例えば同居していても、昼間は本当にだれもいないうちがふえています。それが健康で、自分でやりたいこと、畑づくりをやったりやっている人はいいけれども、そういう問題について……。時間。

○議長（大島瑠美子君） はい、そうです。

○10番（渡辺 強君） 答弁できますか。だめ、時間ない。議長が許せば答弁できる。

○議長（大島瑠美子君） では、回答を簡潔にお願いいたします。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 18年に実施しました実態調査のほうで見ますと、ひとり暮らしの方は216世帯ということで、昼間1人になる方が313人という結果が出ております。こちらを見ますと、やはり昼間1人になる方も多いですし、先ほど渡辺議員からのご指摘のとおり、心配される方が多くなっているのは確かです。

町では、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、民生委員さんや愛育班、それからボランティアの方々に見守りをさせていただいておりますけれども、やはりそれでは限界があるというのは確かです。民生委員さんなども活動は一生懸命やっておりますけれども、もちろん何でもかんでもというわけにはまいりませんので、それは渡辺議員さんもお心配されているとおり、やはりまず一番は地区の方が日ごろの生活の中での見守りをさせていただいて、心配なことがありましたら、もちろん手伝っていただくことはやっていただいて、あとは民生委員や町のほうへつなげていただければと思います。

それから、地区のサロン活動のお話もありましたが、かなり地区では活発になってやっていただいております。いろいろな地区で、今7地区から8地区をやっておりますけれども、運動やお話ということでやっています。そういうことがやはり安否確認にもつながると思いますので、積極的にこれから推進していきたいし、そういうところも渡辺議員さんからも広めていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、4番、齊藤實君の質問を許します。

4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 渡辺議員の後でやると何となくやりづらいのですけれども、私は簡潔に1つの質問でいきたいと思っております。

かねてから、将来はこの町はどうするかというと、人口をふやさなくてはならないという観点から質問をさせていただきたいと思っております。若者定住促進事業について、地域整備観光課長と町長にもお願いをしたいと思っております。若者の定住促進は、町に活力をもたらし、少子高齢化対策の大きな柱になると考えられます。そこで、平成19年度に町営住宅蔵宮団地の一部を整備し、分譲した若者定住促進事業の実績と効果についてお伺いします。

また、昨年12月の議会で、今後の事業予定として、下水道組合から譲渡された土地を分譲し、その後は第二小学校区域を重点的に推進するとの答弁がありましたが、それらの具体的な推進方法についてお伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、平成19年度に実施いたしました町営住宅蔵宮団地の一部を宅地分譲した若者定住促進事業の実績と効果につきましては、今回分譲しました区画数は4区画でございます。この4区画に審査基準を満たしている6名の申し込みがあり、申し込みをされた方々の市町村別は、町内、町外ともに3名ずつでございます。このうち4名の方々に4区画を分譲決定いたしました。4名の方々すべてにおきまして小さいお子さんを扶養しております。その4戸でお子さんは8名扶養してございます。この宅地分譲の目的を果たしたのではないかと考えております。

次に、下水道組合から譲渡された土地の宅地分譲でございますが、この土地を分譲するには、分譲工事のほかに進入路をつくらなければなりません。かなりの概算工事費が必要となりますので、現在調査検討をしているところでございます。今年度予算化した事業は、同じ蔵宮団地の取り壊しを終了しました1区画を分譲する予定でございます。その後は、第二小学校管轄区域を重点的に推進するよう考えておりますが、厳しい財政状況の中、費用対効果の面も考慮しなければなりませんので、先日も齊藤議員に土地のご紹介をいただいたところでございますが、町といたしましても、財政状況が厳しいところでありますので、極力売れ残りとならないよう、人気のありそうなところの土地選定を進めていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、よい土地があるといった情報がありましたらいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 子供が8人ふえたということですよ。非常に喜ばしいことでございますが、それについては、土地が全部、それではきれいに売れたということによろしいのですか。

それで、これから先、今の水道のほうの土地を譲渡された、組合からの、これはちょっと時間がかかるわけですか。それとも、つくる予定でいるのでしょうかということと、それから、その後、この間の議会で、12月でもそうなのですが、とにかく第二小学校区域を重点的に推進するというのがありましたが、これについてはどんな方法でやっているのかということ、第二小学校の近辺についてをちょっと伺いたいと思うのですが、お願いいたします。これは町長、どうでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今のご質問、齊藤議員からもいろいろお骨折りをいただいて、第二小学校区域につきまして調査を始めたところでございますが、いろんな障害があるということがわかりました。それから、先週の土曜日にうちの岩田区での会合がございまして、そこに行ったときにもこの話を申し上げて、積極的に協力をしてほしいというお話を申し上げましたところ、考えますという人が2人ばかり出てきておりまして、とりあえず全体で500坪ぐらいを2つぐらいできればいいな、ただ、岩田だけというわけにいきませんので、矢那瀬の有線放送テレビの総会にも出席をさせていただいて、矢那瀬の地区でなるべく学校に近いところ、矢那瀬の上ということになろうと思っておりますが、その辺で土地の提供者をひとつ見つけてほしいというふうに各地区へ行ったときをお願いをしております、これがもう少したないと結果が出てこないと思っておりますが、今、農地が非常に荒れている、そういう中で土地を有効活用ということを考えていただきたいというお願いをしております、確かにうちの畑も荒れている、木が生えているというようなことがあって、真剣に考えますというお話を何人かいただいておりますので、それからあとは、公図の上からも場所を見つけて、今動き始めたところでございまして、もう少し時間をいただきたい。

それで、先ほどの蔵宮のところは1つはできましたので、それは早選手配を整えるわけでございますが、下水道からいただいた土地については、かなり広い土地が、そのめぐりも含めて可能となりますが、進入路の問題が非常に大きな問題になっておりまして、この辺をどういうふうにするかというのでまだ結論が、どちらからどういうふうに入るかということについて、いろんな障害といいますか、検討する時間が欲しいということで今検討を始めるところであります。これもそんなに先へ行かないうちに結論を出して、ただ、一小区域になるわけですよ。その辺をどういうふうにするかということについても検討していきたいというふうを考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 私が考えているのは、とにかく二小地域が子供がふえないと、まず人口がふえないと困るという観点からの質問なので、これで例えば今廃校しようではないかというような話も出ていているということになりますと、二小区域が学校がなくなって、また廃校から立ち上がるということは大変なことになると思うので、12月の議会でもお話しされているようなので、ぜひ二小区域を重点的に進めていただきたい。

それで、こんなことがあったのです。私、あるところで食事をしていたら、役場に行ったのだと、何ですかと言ったら、いや、役場に行って、長瀬であいている土地だとか、そういうところをちょっと聞いたのだと、何かないかなと、ここへ住みたいのだというのが来て、今奥さんと2人でここで食事しているのだと。齊藤さん、ないのかねとおれにすぐ言われたのですが、実は何もそういうのについて、ないということで帰ってきたのですということだったのです。それではいけないなと、せっかく長瀬に来て住みたいという人を断る必要もないだろうと。それから、ではここでどうしたらいいかという、その窓口というのかな、新設していただきまして、こういうことで来たというのがわかりやすい表示をして、ここへ行ったらわかりますよと、2階で地域整備課へ行って聞きますということではなかなかわかりにくい。下で何か看板でもあれば、ああ、ここへ行ったらこういうことについてはわかりますという窓口の設置をできればお願いしたいということです。

それから、二小の場合、受け皿として何か今検討されているようなこともあるようですので、学童保育だとかいう一つの、またお父さん、お母さんが安心して子供を預けて働けるということも必要かということについての受け皿はどんなふうを考えているのかについてもひとつお伺いをしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

そういうありがたい希望をお持ちの方を窓口で冷たくあしらうということは、これは最終的には私の責任でありまして、深くおわびを申し上げたいと思います。これからそういうことのないように、参事を含めて、末端という言葉はよくないですけども、職員にも連絡をとって、そういう対応を瞬時にできるような、やっぱり看板も含めた体制を考えていきたいというふうに思っております。

それから、第二小学校区の学童保育につきましては、町民福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） かねてからいろいろと検討してまいりました学童保育、二小区域の関係ですけれども、これからの議会に一般のほうで補正を計上させていただいておりまして、そちらで設計を計上させていただくことになりました。また、お認めいただければすぐ着手したいと思うのですが、県のほうから国のほうへ協議をさせていただきましたところ、一応内示をいただきましたので、今回設計の委託の補正をお世話になることになりましたけれども、今年度中につくりたいと考えております。なるべくそういうふうなことを進めていきまして、少しでも二小区域の保護者の方が安心して働けるようにこれからも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 大変どうも、結構なお言葉をいただきましてありがとうございます。まず、住んでいただいても受け皿がなければまた困るわけなので、その辺をしっかりと、二小の子供たちをふやす

ということをしつかりとやっていただければありがたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 行政改革について伺います。

当町では、行政改革推進大綱に基づいて実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいるということですが、現在までの進捗状況と実施効果等の公表状況を伺います。

また、実施計画の項目にない事務改善等があると思いますが、職員の取り組みについて伺います。毎回同じことを聞きます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行政改革大綱実施計画を策定してから現在までの進捗状況についてのご質問ですが、実施計画は75項目で構成しており、平成20年5月1日現在、未実施が1項目で全体の1.3%、着手が29項目で38.7%、実施済みが45項目で60%となっております。実施計画は平成18年度から平成22年度までの5カ年の計画ですが、今後も未実施、着手の項目が実施済みに移行できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

また、実施効果等の公表状況についてのご質問ですが、行政改革大綱に、実施計画を進めていく上で、町民の皆さんのご理解とご協力を得ることが大切であることから、改革事項を公表することとなっておりますので、昨年の「広報ながとろ」11月号と12月号に平成17年度と平成18年度の決算で比較できる主な項目と住民サービスの向上等について掲載いたしました。今後、平成19年度の決算額が確定した段階で広報紙に掲載してまいります。

職員に対しましては、職員一人一人が常に行政改革の意識を持ち、全庁的に取り組む必要がありますので、定期的に行政改革進捗状況調査を実施し、その調査結果を職員全員が見られ、共通認識を持てるよう、情報系のパソコンに掲載し、周知しているところでございます。

次に、実施計画の項目にない事務改善の職員の取り組みにつきましては、参事、課長等で構成しております行政改革推進本部で、これらの実施計画の項目にない事務改善等についても積極的に提案するよう、各課長等を通じ、職員に徹底しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、状況報告を伺いましたが、未実施がまだ1件ありますよということですが、もうやり出して2年になるわけですよ。いまだに手もつきませんよということなのですけども、これはどんな理由でそうやって停滞してしまっているのか説明してください。

それで、そういう状況になっているということは、要するにトップダウンが徹底されていないのか、まるっきり立てた計画がとんでもない計画でだめだったのか、その計画の仕方にも問題があるわけですから、その辺のことを説明してください。私は、この質問については参事の名前を書いておいたのですが、参事はどう思っていますか、新井参事、総務担当。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

未実施というか、着手していないものが1件あるというご指摘でございますが、これにつきましては、項目が審議会、委員会等の公開の実施というところの項目になっておりまして、これが未実施が1件となっておりますが、これは計画の段階で実施ということで、当初実施という項目に入っておりますので、同じ項目で、審議会、委員会等の公開の実施の前段階といたしまして、公開基準の策定というのを同じ項目に載せております。これにつきましては、既に着手をしておりますので検討しているところでございますが、実質的にはこれは未実施というふうにとらえてしまっておりますが、前段階の公開基準の策定に取り組んだ後に公開の実施ということになりますので、ちょっとそういったとらえ方が未実施というふうになってしまっております。その辺のとらえ方の問題にもあると思われませんが、そういった状況でございます。

この辺につきましては、先ほど課長からも申し上げましたが、現在、職員一丸となって行革に取り組んでおりまして、着手と実施済み合わせますと今98.7%の進捗状況ということになっております。また、これにつきましては、進捗状況、それから問題点等につきましては、四半期ごとに調査を実施しておりますので、問題点等があれば、関係課と協議し、解決策が見出せるように努力してまいりたいと存じます。

また、現在は5年間のうちの計画のうち2年が過ぎた段階でございますので、まだ特に大きな問題等は今のところ出てはおりませんが、今後実施に持っていく段階ではさまざまな問題等が発生すると考えられますので、行政改革推進本部会議を開催いたしまして、さまざまな面から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今答えをしていただきますと、見解の相違というようなことで、未実施になっているというようなお答えがありました。町長に伺いますが、執行部側で課長の言う答えと参事の意見が少し違っているというのは、これはどういうことなのか。どう考えても、参事は統括的な、上にいる人が下の人と意見が合わないというか、そういうこと、何ら言い方が不適切というかで、こういうことに対しては町長はどう思いますか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の話を聞いていますと、基本的には考え方は変わっていないのだと思います。ただ、とらえ方に多少の誤差があったのだろうというふうに思っております。これは早速調整をして、やっぱり内部でいろんな調整をする頻度というのをもっと多くしていかないといけないのではないかなと今話を聞いて思いました。そういうことで、参事が中心になって、これからもこの仕事につきましては積極的に仕事を進めて、皆さんに、四半期ごとという話もございましたので、説明をし、公表してご理解をいただけるような体制をとることがやっぱり町の職員としての大切な仕事だというふうに思っておりますので、きょうを契機に、意見が基本的に割れているということではない、とらえ方の違いというふうに思っておりますので、この辺も調整してしっかりした対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今の答えについては、ちょっとやはり余り十分には理解はしがたいのですが、いずれにしても、レベルがきちり合っていないということは進んでいきませんよということなので、よ

くお考えをお願いしたいと思います。

次の問題で、2番目、農地の宅地並み課税についてを税務課長にお伺いいたしますが、このことについては多くの町民から不平や不満が出て、前年は非常に大騒ぎになったのですが、20年度には新しくこういうようなところが出てきて変わっているかどうか、そこをお聞きします。

それからまた、町から、これは特異な例かどうかわかりませんが、町の指導を受けて改善した農地の課税額が、申告をしたのだけれども、直されていないという話も聞いています。どうしてそう、申告をしてちゃんと見てもらっても直らないとか、その辺は見方が違うのかどうかわかりませんが、そのことについて伺います。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

平成18年度評価替えに合わせて実施いたしました地目不一致調査に基づく地目の見直し等を行いました土地につきましては、その後、所有者の方から農地に戻したので現地確認をしていただきたいとの連絡があり、現地調査とあわせて現況確認等を行い、修復された土地につきましては地目変換を行ってまいりました。平成20年度課税につきましても、現地確認調査等を実施し、課税地目の見直しを行ったところでございます。

ご質問では、町から指導を受けている改善した農地の課税が申告しても変わらないとのことですが、現地確認調査等を実施した結果、周辺の農地と比較いたしまして、現状では農地として地目変換を行うことが適当でない状態にある土地につきましては、現状の地目で課税させていただいております。なお、修復途中の土地につきましては、今後も肥培管理等を行いつつ、農地として耕作していただければ地目変換を行うことができる旨の説明をしているところでございます。今後も、現地確認調査等を積極的に実施し、納税者の皆様のご理解が得られますよう、適正、公正な課税に努めてまいりますので、よろしくお伺いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 私が聞いたのは、平成20年度には新しく変わったものというか、新規に課税されたものがあるかという意味合いのことを聞いているのですが、そういうものは全く答えが今されていない。

それから、町から指導を受けてやったけれども、現状、周辺農地と比較して云々でござんちゃごちゃということを言っていますが、町が指導してやったことに対して見方が合わないというか、片っ方はこれでいいのではないですかというふうな指導をしたのにもかかわらず、税務課はそれではだめだというふうな見方の方ですけれども、こうやって見方が違ってしまうことについて、これは町長、どう思いますか。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） ちょっと件数というのが抜けていたということだったので、改めて別資料のほうで、ちょっと件数と見方が違うという件についてのお話をさせていただきます。

畑から雑種地へ変わったものが5件ございます。田から雑種地が1件でございます。山林、雑種地が1件でございます。雑種地から畑へ変わったものが13件ございます。雑種地から宅地へ変わったものが2件でございます。宅地から畑へ変わったものが2件でございます。畑から宅地へ変わったものが1件でございます。計25件でございます。先ほど来、一応このように、ほとんどの土地について、畑に戻りたい方というのはほとんど実際に農地に戻っております。それで、20年度においては、もうほとんどについて、今

までみたいなお話とか、そういう問題点の指摘とか苦情といったようなものはほとんどございません。

それで、見解が違うということは、指導のときにこういう土地に戻したらこういうふうにしますよというお話を多分差し上げているのだと思います。村田さんの事例については、現況とかどういうことなので、ちょっとまだ把握していませんので、個別の事由ではちょっと、現況を見ないとわからないと思いますけれども、ただ、他の人で1件ばかり、変えていないのだけれども、どういうわけだというお話が来まして、そのときは土地家屋調査士さんに、一緒に立ち会ってもらったのですけれども、その旨を話をしてくれということで抗議の電話がありました。そして、土地家屋調査士さんはそのときにちょうど3者の中に入った話を聞いていただきまして、納税者の方のほうにそういう話をしたら、ではもう一年頑張りますというお話は1件聞いておりますが、ほとんどの方についてはそういった事情というのではないと思います。

それで、指導したということなのですけれども、指導とその後ちゃんとやってくれたかどうかというまた確認の作業がございます。そのときに連絡をもらえなかったりした場合に、うちのほうで見に行ったり、それでお話をしたり、約束を多分してあると思うのです。それで、その方のとらえ方だと思うのですけれども、最後は言った、言わないと、あと現況で見ますので、仮にその方がどういう方かわかりませんが、その現況をちょっと確認してみないと、どういう指導をしたのかというのが私、今現在のところちょっとわからない状態でございますので、私の考え方としてはそういうことなのですけれども、よろしくをお願いします。

〔「あと、見方が違うことに対して町長はどう思っていますか」という人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 見方が違うとか、今税務課長から概略の説明があったということでありまして、基本的なものについては、農地から雑種地になったものをまた農地に戻すということが原則ではないかなと思います。

話が全く違うと思いますが、この問題は国体の開催の前に本当は手をつけたかったのですが、その前にこういう、例えば駐車場を無断で使っていても農地のままで税金を納めているという、そういう事例がいっぱいあって、適正な課税対象にすべきではないかというご指摘をいただいて始まったのがこの地目の見直しでございまして、これは最初の年には100件を超える多くの方から不満があったという報告を受けております。しかし、不満があるのは当然で、それをやっぱり適正な課税をさせていただくということが公平な課税の第一歩になるわけでございますので、これは不満があって来たものについては、皆さん、税務課の担当が全力で説明をして納得をしていただく努力をなささいという、そういうお話を申し上げて、最後はほとんど1件だけというようなことになったという話を聞いております。その後の問題が、地目の変換の問題での見解の相違といいますか、そういうことになったのだらうと思います。

具体的なことについては、私もその話を具体的に聞いておりませんので、ここでお話しを申し上げるということは控えさせていただきますが、早速議会が終わりましたら、どなたがどういう形でどうなったのかという話を村田議員のほうから教えていただければ、担当等々と現場を見させていただいて、もう一回検討する余地があれば、それは当然そういうふうにやらせていただきたい。いずれにしても、公平な課税の対象となるべき土地についての考え方を統一した考えで税務課のほうでやっていくということが大前提でございますので、ご指摘のことにつきましては検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 回数は1回多くなってしまうかどうかわかりませんが、今そういうお話だったので、後日またその詳細についてはお話を個別にさせていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 3番目の質問に移らせていただきます。

社会福祉法人長瀬福祉会についてちょっとお聞きをいたします。町では、社会福祉法人長瀬福祉会がながとろ苑へ、発足当初というか、作り始めたときからどのくらい出資というか、分担金というか、負担をしているのかお聞きをいたします。

また、増床工事に係る借入金に対する損失補償として、平成20年度から平成39年度までの間、20年間で、1億3,780万円というお金に対して債務負担行為を行うということで、これは平成20年度の予算のときにこういうことが我々に聞かされております。この債務負担行為を行うことに対して、根拠となるものは何かということをお聞きいたします。

それから、財政援助はしても経営管理に立ち入れないというか、そういうことに、理事でもなければ何にも、町長以下、町のお金を出す部署も行ってないということに対して非常に疑問を抱いていますので、お答えというか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ながとろ苑開設当初から町が苑に対しどのくらいの財政的援助を行っているかのご質問でございますが、平成19年度までの総額は4億4,118万9,103円となっております。内訳は、建設関係に係る補助金や建設準備に係る諸経費、特別養護老人ホーム立ち上げに係る諸費用を含めまして3億5,233万8,000円で、医療事業団からの借入金の返済資金の補助が6,195万2,000円でございます。このほかに、施設の敷地を町が借り上げ、長瀬福祉会に無償で貸与しておりますので、これに係る賃借料が2,689万9,103円となっております。

続いて、債務負担行為を行った根拠についてでございますが、行政実例では、会社その他の法人に対して地方公共団体が損失補償契約を締結することができるかと解されております。

次に、損失補償を行う理由ですが、平成18年の介護報酬の改定により、定員50人規模では経営が難しく、また埼玉県への設置に係る計画の申請時点では、ながとろ苑入所待機者は42名で、このうち長瀬町関係者は15名となっております。入所待ちの高齢者もしくは入所待ちの高齢者にかかわる関係者の負担を解消することはもとより、今後、高齢者人口の増加に伴い、ながとろ苑への入所希望が今まで以上に増加することが予想されますので、高齢者福祉の環境整備を充実する観点から損失補償に伴う債務負担行為の設定を行ったものでございます。

最後に、経営管理に立ち入れないことに疑問はないのかのご質問でございますが、町ではながとろ苑

に対しては現在までに多額の財政援助等を行っておりますので、今後は定期的に経営状況を報告させるなど、積極的に指導助言等を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今どのくらい出しているのかということをお聞きしましたら、4億4,000万強出しているというお話です。ながとろ苑の中身の、財産の残りとかそういうものを見ていきますと、これは使ってしまったお金のことを言ってもどうしようもないのですけれども、残りも長瀬町で出した要するに資産勘定にあるもので、あそこは土地は一つも持っていないのですね。貸借対照表上見ますと、土地はゼロです。ありません。建物がありますよと、それからあとは設備がありますが、こういうものは最後になったときは価値がなくなってしまって、あるのは建物が価値があるかというふうに思います。

ついては、お金を出して、経営管理というふうな言葉を使いましたから、非常に抵抗があるかもわかりませんが、お金だけ出しておけば、あとは預けっ放しでいいのだよというのはいかがなものかということをお聞きしたいのですが、逆にあそこからすれば報告の義務なんかないのですよね。町に対して、中の定款を読んでみますと、町に対してこういうことを言わなくてはならないとかなんとか、そんなのは全然書いてありません。

ですから、お金は出すけれども、出しっ放しで終わりで、先ほど来渡辺議員が高齢者医療のこと等について関連でいろいろ質問をしていましたが、長瀬町の人があそこに入所希望でうんと待っていますよというふうなこと、こういうことも言われているようですけれども、あそこに今現在入所している人は、特にずっといる人、あれは長瀬町の人で60%ぐらい入っているようですけれども、待っている人というのは、あそこのながとろ苑に対して待っていますよという人は相当数いますと、70人以上いるようなことを前にお聞きをしておりますが、その方々はながとろ苑だけに入所希望を出しているわけではなくて、いろんな施設のところへ1人の人が3つも4つも出しているというのが現状のようです。そうしますと、ながとろ苑に70人、仮に出していたとしても、3で割ると20人ちょっとということになるわけです。ですから、その辺が、今、これから先、介護の先行きは、来る人、入りたい人がふえますよというように楽観的な見方をしているようですけれども、実際は介護の業界も今どっちの方向に向かっているのということ、右肩上がりではなくて、水平飛行から右肩下がりの方向に入る人がいるような傾向も見られるわけです。そうしますと、経営困難に陥って、今現在の経営状況も、私が見る目で見ていると、あれは利益を出してはいかぬということだそうなんですけれども、増床等によって金をかけるわけですから、そういうものがきちんと返済できる利益というか、ものをもっていかないと長続きはしないのではないかなというふうに懸念をされます。

そこから、それは前置きのような部類ですけれども、秩父郡内でああいう施設がどこかにありますかということをお聞きしましたら、小鹿野町に長瀬町のながとろ苑と似たようなものがあります。小鹿野町は、ではどうなっているのということをお聞きしたら、町長がそこに理事として就任をしている、それから議会から議員が2人行っていますよというふうなことをお聞きしました。ですから、やはりそういうふうな、他の町、まだ大里とかあっちの郡外は聞いておりませんが、そういうふうな、発足当初はどうだったかわかりませんが、きちんとお金も出すし、管理とかそういうところにも顔を出しているということ、それが私は正しい姿ではないかと思っております。このことについて再度、これからどうす

ればそれができるのということをお考えなのか伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

村田議員、今ながとろ苑の理事をおやりいただいているということで、いろいろな内容についておわかりいただいた上のご質問だというふうに思いますが、私が就任したときには、そのことについて前の執行部に申し入れをいたしました。そうしましたら、先ほど村田議員からお話がありましたように、町は金を出しても口は出せないよと、経営権は私たちにあるのだというきついお言葉をいただきました。でも、金だけ出して口が挟めないというばかな話はないでしょうという話をしたのですけれども、平行線をたどってきたわけでございます。

それで、たまたま、今の中篠理事長が助役になっていただいたときに、内部の理事長というか、施設長から辞表が出たときに、よその町から施設長候補者を連れてくるという情報が入りまして、理事の方もそれはまずいでしょうと、長瀬町に適任者がいるのではないかとということで、いろんな内部で議論があったようでございまして、その話が私のところに来て、それでは町のほうからお送りできるのは中篠助役だと言って、中篠さんに施設長に出ていただいたという経緯がございまして。それから町との関係はかなり好転をいたしております、いろんなときに折に触れて施設長がおいでになって、いろんなことについてお話を承って今日まで来まして。ただ、具体的な経営について、私たちがその中に入るということはできませんでした。

今度、中篠さんが理事長になられるということで、町のほうにそのときはだれか適当な職員がいたら施設長として出していただけないかというお話がありまして、当時の参事でありました近藤氏を施設長としてうちのほうではという話を申し上げましたところ、ぜひお願いしますということで出ていただいて、1年近く、去年の11月ですか、出ていただいたわけでございまして、半年を過ぎたところということになっておりまして、このことについては私たちは間違った判断をしていなかったというふうに思います。今度、村田議員にも理事としてご活躍いただいているわけでございまして、その中でいろんなご意見や、それから経営に対する発言等々が当然おやりいただけるのだらうというふうに思っております。

今回の債務負担行為につきましては、増床計画ができましたときに3つのやり方があるという話があり、それは理事の人たちが保証人になることが1つ、それからあの建物と土地を担保に入れて金を借りること、それから、その2つがかなわなかったときには、最後の3つ目として町の債務負担行為ということがございまして、増床してやるという将来計画につきましては、私たちもそれを理解し、それでは町として債務負担行為に応じようということで債務負担行為の手続をとらせていただきました。ですから、本来ならば、ずっと今までどおり独立したものとしてやっていくということであれば、理事の人たちの共同による保証人か、土地と建物を入れて、ただ、土地と建物は、建物はながとろ苑のものですが、土地は全部借り物という問題があって解決をしませんでした。理事の保証人ということもかなり厳しいという状況でございまして、町がそれではかわりに債務負担行為に応じましょうということになったわけでございまして。そのほかの細かいこと、もし落ちておりましたら課長のほうから答弁をいたさせますが、現状としてはそういう状況で来まして。

ですから、今度の将来計画につきましても、ついこの間、ながとろ苑のほうから説明をいただき、資料をいただいて検討したところでございまして、計画的にはここ五、六年をしっかりとっていけば将来計画は立てられるというような概略の説明を受けて、その数値につきましてもお預かりをしております。細か

いことについては課長のほうから答弁いたしますが、概略そういうことで債務負担行為に応じたわけでございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 増床に伴う総事業費でございますけれども、ながとろ苑のほうから示された額でございますと3億8,572万3,000円ということでございまして、そのうちの県の補助金が、1床当たり216万円で29床増床しますので6,264万円、それから福祉医療機構の借入金が1億3,780万円、県制度融資の借入金が6,300万円、それから金融機関からの借入れが5,000万円、あと自己資金が7,498万3,000円となっておりますけれども、この福祉医療機構の借入金1億3,780万円を借り入れるに当たりまして、先ほど町長が申しましたように、保証人というか、保証人を出すのがちょっと難しいということで町のほうで保証の債務負担行為をさせていただいて、もしや何かどうしてもできなかったときのことで債務負担行為を組ませていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） お話はわかりました。

ただし、今町から行っているというか、中篠理事長、それから近藤、町にいたときは参事でしたが、彼らは行ったといっても、もう長瀬町の間人ではないわけです。町の間人ではないわけです。やめて行ったわけですから、それを、町とパイプはそれは幾らか太いかもしれませんが、町の間人ではないわけですから、町に対する責任がないという言い方をすると失礼かもしれませんが、町の今現実に行政に携わっている人ではないわけです。ですから、ここら辺が、やはり小鹿野町は町長と議会の議員が行っているということなので、その辺にやはり入ってもらうことを、これは定款変更しないとできないわけですが、定款変更すべく理事長に働きかけるなんなりして、やはりお金を出したり、それから債務負担行為もしてやっているということは、理事さんがいっぱいいるのですけれども、その理事さんがおれは借金の保証なんかするのは嫌だよと言って逃げてしまって、そっちの責任は持たないで経営のほうはおれらが責任持つのだというようなやり方では、これはどうやったって理解できない。ですから、そこら辺を直すべく、考え方を町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどから申し上げましたように、初めからそういう、町は金を出すけれども、口は出さないよというのは基本的な考え方でながとろ苑というのはできているという話なのです。私たちはそれを突き崩そうと思ったのですけれども、前の人たちはそういうことはまかりならぬというお話をいただいて今日まで来たという話は先ほど申し上げました。

今度、村田議員なんかに理事になっていただきましたから、内部からの改革も含め、私たちとの意見調整をした上で、町から出すべきであれば、それは皆さんがもしお望みいただくのなら、しかるべき人間を理事として送り込むことに反対をするものではありません。絶対に出さなければいけないという決まりがあるわけでもない、出してはいけないという決まりがあるわけでもない、そういう状況の中でございまして、理事のいろんなご意見の中で、町からもそういう債務負担行為をされているのだから、しかるべき人間を理事に出したほうがいいのではないかというご意見があれば、それはそのときに私たちも真剣に考えて行動を起こしてまいりたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 3回言ってしまって、4回目ということですけども、4回目の……

○議長（大島瑠美子君） その質問で終わりにしてください。

○2番（村田正弘君） 回答は結構ですから、ぜひ、今やはり理事会とか、非常にややこしい組織ですが、あの辺に理事長が行っているわけなので、ぜひ理事長にもそういうことを我々も働きかけたいと思いますが、町もお金を出す、あるいは債務負担行為をするという条件のところからきちっと言っていただいて、そういうふうにしていかないと、あの定款の中を読んでいきますと、解散するときなんかは非常に簡単に解散できると書いてありますから、その辺を監視していかないと、お金を無駄というよりか、使い方が適切ではなかったのではないかというふうになりますので、そのことをお願いしておいて、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに、先ほどから2番議員も質問していたように、行政改革のさらなる進展についてという表題でございます。

平成17年度に財政健全化対策委員会の答申を受けて、四十数項目にわたるこの大綱でございますけれども、改革が提起されたわけです。現在、最も顕著な効果のあったものについて、何かありましたらひとつ答弁願いたいと思いますが。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

ご質問の行政改革実施計画の四十数項目にわたる改革案で最も顕著なものは何であったかというご質問でございますが、実施計画は大項目が42、それを細分化した小項目が75の項目で構成をされております。この歳入関係で最も効果のあったものは、未利用財産の処分であるというふうに思っております。具体的には総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、お答えいたします。

未利用財産の処分でございますが、平成18年度に町職員による町有財産管理運営委員会を立ち上げ、未利用財産の処分について審議し、未利用地、未利用、不能と判断した財産について売却処分を行っております。これまで3カ所の町有地、5カ所の廃道敷地、それから蔵宮団地の4区画を売却した結果、5,608万8,000円の収入を確保することができました。

また、歳出関係で最も効果のあったものについては人件費でございます。町長等の特別職につきましては、給料の減額、期末手当の年間支給額の減数を行いました。職員につきましては、退職による職員の不補充、国の給与構造改革に沿った給与条例の改正、調整手当、特殊勤務手当、出張に伴う日当の廃止、それから地域手当の未導入、管理職手当の減額を行いました。非常勤特別職につきましては、報酬と費用弁償の減額を行いました。また、議員の皆様により、定数の削減、報酬の減額、期末手当の年間支給月数の減数を行っていただきました。

以上申し上げました項目の決算額を合計しますと、平成18年度は5億9,063万8,000円で、平成17年度の決算額6億3,392万7,000円に対し、4,328万9,000円の減額となりました。19年度につきましては、決算額が確定しておりませんが、現時点での決算見込額は5億6,814万2,000円で、平成17年度の決算額に対し、6,578万5,000円の減額となり、平成18年度と19年度の削減額を合わせますと1億907万4,000円となりました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私も耳が遠くなったのだから、速過ぎて、声がちょっと小さいので聞き取れない部分があるのです。こういう数字を羅列しましたけれども、確かに財産の売却、いろんな売却したということで五千数百万ということで、確かに、これは前も申し上げましたけれども、やっぱり早く言えば売り食い、本来、財産というのは町に必要なというものではないのです。でも、しょうがないから、とにかくやっつけていけないからということだと思ふのです。しょうがないから売り食いでいくということ、今後、蔵宮団地の売却は全域にわたってこれが進んでいくだろうと思ふのです。

それから、先ほど出た下水道の土地、確かに進入路の問題があって、町長、難しいと言いましたけれども、私が以前質問したときには、負担を土地の買う人に乗せするという回答をいただいているのです。それが果たしてできるかどうかということが問題なので、やっぱり私は相当、あの地域で、あの一帯がずっとそういうふうなあれになれば非常に楽だと思ふのですけれども、ガスのほうから入ってきたりする人も道は狭いし、だから大変だと思ふます。

それはいいとして、そういう売却が、私は、ちょっとした情報なのですけれども、国では今まで補助金を出していた、土地とかそういうものに対して、町に処分を任せるような今傾向にあるらしいですね。よくわからないのだけれども、調べていないので、そういうふうな傾向にある、そういうふうなことが記事なんかにもちょっと載っていました。ということは、根岸団地も、私の質問に対してそれも調べておいてもらったのかどうか、どういうふうな処分ができるのか、それをちょっとひとつ。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ただいまのご質問の根岸団地の町営住宅の敷地の関係でございますけれども、補助金の国庫補助の年数がまだ切れていないものですから、そこにつきましてはまだ処分ができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今ちょっと聞きそびれたのですけれども、岩田の運動場も、私は前から申し上げているのですけれども、あの運動場がもし処分できれば相当の団地もできる、住宅団地もできますよね。それで、例えば野球とかそういう運動場としての機能を中学に移してもいいのではないかと質問もしたら、それもできないと、補助でつくったもので、これは教育関係のあれだと思ふのですけれども、そういうふうな答弁がありました。それも恐らく相当これから緩和されてくるのではないかと私は想像しているのです。政府の姿勢がそういうことで今進んでいるようでありますので。だから、そういうときに、例えば根岸団地にしても、それからあそこのプールですか、あそこは大体、ほとんど借地が多いようだけれども、そうすると、あの施設でも何でももう全く無駄なものであるということで、処分できるだろうと私は思ふのです。そういうものをやりながら、町の財政をどう健全化していくかということが一番大事だろ

うと思います。

きのう、いみじくも基準協会のあれで、平参事が来て、議長も一緒だったですけれども、非常に財政のほうも一緒に頑張っておりますという、非常に短いコメントだったのですけれども、していただいたわけなのですけれども、町長さん、ちょっと出られなかったが。それで、その後、私もその話を締めでしました。そんなに心配しないでくれと、長瀬町は大丈夫ですからという大きなことを言ってしまったのです。

ということは、ただ、これから後の質問に入りますけれども、これは全部関連していることなので、財政関係に関連していることなので、今後にわたって、例えば今建設関係の予算が本当に少ない、ここ2年ぐらい、その前もそんなに喜ぶほど多くはなかったです。少ない。そういう中で、やっぱり福祉とか教育のほうへ回ってしまうということが多いわけですよ。そうすると、これからどんどん、どんどん進んでいくと、この後続く質問の中で、インフラの整備もなかなか厳しくなるのではないのですかというふうなことは申しあげましたけれども、夕張の次ということはありませんよということだけは声を大にして言ってきました。その理由もちゃんと申しあげて、大丈夫ですよということで、これは町長、胸を張って皆さんに言ったほうがいいです。余り控え目に言わないほうがいい。

それで、ここの今言った数字がどうも私は理解できないのです、このトータルの数字が。改革による数字がここへ出てきているのですけれども、これは後でまたゆっくり、頭のさえているときに聞きに行きたいと思います。非常にあれなので。

それで、いま一つ、ではお聞きしますけれども、いわゆるいろんな、例えば21番の中に国民健康保険税率の見直しということがここに1つあります。これはまだ決まっていないから、19年度、20年度になってこれは幾らか引き上げたわけですよ。これが、住民負担、より重くという、地方財政首長アンケートというのが新聞に載っていた。それで、これは朝日新聞の埼玉版なのですけれども、この中に、前回もちょっと触れたのだけれども、時間がなくて言えなかったのだよね。健康診断の自己負担の引き上げということに対して、長瀬は引き上げますという回答をしているのです。それから、これは長瀬は下水道事業は関係ない、それから国民健康保険事業、これも長瀬も保険料を上げているということで、この新聞、この当時まだ予算の前です。

例えばこういう一項目一項目を見ていったときに、これは5カ年計画なのです。5カ年計画の中で、やり出したら向こうへいつているわけです、5年先に。それで、このときは、今ちょうど真ん中なのです、20年度で、5カ年計画、18年度からこれは始まったわけですから。そうすると、もうこの数字が結構出てきているのではないのかなというふうには私は思うわけです。そういう細かいところまでどの程度今浸透しているのか、ほとんどの項目をもうほとんどクリアしたというふうにはさっき2番議員の答弁のほうからありましたよね。でも、実際どうなのかということが知りたい。顕著なというのは、大きな数字について今聞いたわけでありまして、こういうのが数字の出でこないものというのはあるのです。それは実施されなければわからないという、例えば健康保険税の引き上げはどのぐらい引き上げるかによって決まるわけですから、そういうところが知りたいわけでありまして。

例えばの話で、21番ですか、健康保険税の税率の引き上げの問題、こういうのが、見直しですよ。どのように見直して、どのように財源として、この改革大綱の中でどのような位置を占めているのか、ちょっと課長、わかったら教えてください。推進委員なのでしょう。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

国保税の引き上げの関係ですけれども、後期高齢者医療制度が始まりました関係で引き上げを行ったものと、見直したといいますか、医療分につきましては引き下げをさせていただきました。具体的に申し上げますと、医療分の所得割は5.7から5.5、マイナス0.2引き下げまして、資産割が100分の42から40に引き下げました。それから、均等割が1万1,000円から1万円にマイナス1,000円、それから平等割のほうは同じでございます、賦課限度額、その課税の総額の賦課限度額ですけれども、56万円から47万円と9万円の引き下げを行いました。それから、介護分につきましては、所得割が今まで0.8だったものを1.1に0.3引き上げまして、均等割のほうは同じ7,200円、賦課限度額も同じ9万円でございます。新たに後期分といたしまして、介護と同じように所得割1.1、それから均等割7,200円、賦課限度額につきましては12万円ということで設定をさせていただきました、全体で見ますと、賦課限度額につきましては3万円の増額となっておりますが、賦課限度額までいく方はほんの数人でございますので、ほとんどの方については所得の関係、後期分が入りましたので、資産割のある方についてはちょっと安くなっているかと思うのですが、若干後期支援金の分の設定が入りましたので、全体としてはふえる結果になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次に移ります。

2番目、先ほどちょっと触れたのですけれども、今後の財政計画とインフラ整備についてということなのですが、最近における道路、橋梁等のインフラの整備にかかわる予算が非常に減少しているということをお先ほどちょっと申し上げましたけれども、非常に厳しい財政状況でありますので、今後どのような整備に対する計画があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

町の財政状況につきましては、自主財源の根幹をなす町税、これがサブプライムローン問題の深刻化による株価の低迷だとか米国の景気の失速、それから円高、それから原油高、穀物の高騰、いろんな世界の状況等々が非常に高騰しておりまして、企業の利益を圧迫するような状況が日本経済全体に広まっておりまして、景気の低迷状態、減速傾向というのは否めないのではないかとこのように考えているわけでございまして、そういう中で、一般財源の確保というのはこれから非常に厳しくなるなというふうに思っておりまして、一方、歳出面では、少子高齢化の進展によりまして、医療や福祉、それから介護での制度改正など、扶助経費等々の義務的な経費や各種施設の維持管理費、それから教育施設の耐震補強や大規模改修経費の増加が見込まれているという中で非常に厳しい財政運営を強いられております。

しかし、だからといって、道路や橋梁などのインフラ整備、それから教育施設の整備だとか観光の充実、それから福祉行政などの町民の生活に直結する事業につきましては、事務事業の総点検による継続的な見直しと実行、行政改革大綱実施計画、財政健全化対策委員会からの答申を着実に実施をして歳出削減に取り組むとともに、歳入面でも公有財産の有効活用を初め自主財源の確保に向けた取り組みを強化してまいり、限られた財源を長瀬町総合振興計画に基づいて重点配分をし、必要な予算を確保していきたいというふうに考えております。

私が国体のころ、平成16年ごろからのずっとデータをとっておりますと、長瀬町が過年度分を含めた税収の収納率が断トツのびりて来ております。それはたしか平成16年か15年だと思えますが、両方で70.3%という飛び抜けた低率になっておりまして、これを何とかしようということで、地目の見直しを初めいろ

んなことをやり、過年度分の滞納についてのことにつきましてもいろんな手だてを進めたわけでございまして、今、去年の後半の現年度分につきましては、実は埼玉県で収納率でトップになったということがあります。しかし、過年度分の滞納額が大口が幾つかありまして、そのために、87か88%まで上がったのですけれども、70%から87%というのはすごいアップ率なのです。断トツのトップなのですけれども、それでもまだ埼玉県で自治体としては最低の数値になっております。これは、いかに早く最低から抜け出すかということが大きな私たちの仕事でもありますし、責任でもあるわけでございまして、これは全力でこれからも続けていきたいというふうに考えております。恐らく来年あたりは、最低の数値を脱却してブービーになるのではないかなというふうに期待をしながら職員を激励しているところでございまして、そういう意味では、税務課の職員には本当に日夜努力をいただいているというふうに私は思っております。

そういう状況でありまして、例えば平成19年度の調製額が固定資産税で初めて5億円を超える数値を調製できたということが、これも長瀨町にとっては、わずかな数字ではございますが、ある意味では一つの大きなターニングポイントに来たなというような思いを持ったところでございます。現年度の問題、それから国保税の問題等々につきましても、よその町村と比較して10番以内に入っているような状況で現在推移しておりますので、あと過年度分をいかにするかということが、先ほど申し上げましたような状況になっているということを皆さんにご理解をいただきたいと思っております。そして、いかに協力体制をとっていただけるかということがこれからの私たちの大きな使命であり、仕事だというふうに考えておりますので、引き続き皆さんのお力添えをいただきますようお願いを申し上げ、そういう必要不可欠なものについての事業につきましては、道路等々のインフラ整備も学校の耐震の問題につきましても、細かいことにつきましては、この後の質問にあるように、教育委員会のほうから答弁いたさせますが、いずれにしても、子供の安心、安全を守るということも含めてこれから真剣に対応していきたい。一点集中という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういうような形をとらないと、予算の細分化、いろんな、どこにも目を向けるということはこれからはできない。一点集中主義の予算の活用方法を考えて、ではことしはこれを中心にやる、来年はこれをやろうということを考えていかなければいけない。

町としては、平成27年という国の方針に従って、学校の耐震診断と耐震工事をやりたいということでございますが、私はそれよりも2年ぐらい繰り上げて学校の耐震をやりたい、そのために、多少の実質公債費比率が今上向いてきましたし、下水道の問題も、まだ具体的に申し上げられませんが、ある意味では非常に大きな効果が上がるようなことを、県議にお力添えをいただいて結論が出たようであります。まだはっきりした情報をいただいておりませんので申し上げられませんが、きのうあたりの情報によりますとそういう状況で、1億円近い減額ができるというような希望を持ったところでございまして、そういうようなことを考えますと、長瀨町が私になったとき、4億円以上の町の負担があったわけでございます。去年、それから今年度あたりが2億9,000万台でとまっているという事実がございますので、これをまた、1億円という数値がもし実現できれば、そのうちの53%は長瀨町分でありますから、5,300万円という数値が減額になる、単純計算ですけれども、そういうような状況で、必ずしも逆風だけではないという思いを持っておりまして、希望を持って頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、財政の問題で町長が答弁あったのですが、よく私はほかの町の例を見てお話しすることが多いのでありますが、ニセコ町という町は皆さん有名だからご存じだと思います。議員の中でもそれをインターネットで出して見ている方もいらっしゃるから、よく理解できるだろうと思います。

そこに、町債が4,500人の町で80億なのです。それを平成36年度までのシミュレーションができていますので、どのくらい減債できるかということが。こういうのを一応町民に見せればすごく感心するわけです。だから、私は、今言った実質公債費比率ができたときにお話をしたのは、上下水道の問題があるから、そういうふうな二十幾つかの公債費、数字が出てしまったということは皆さん知っているわけです。町民の方はわからないのです、グラフが1回ちょこっとあれに載っただけでは。だから、夕張の次ですかという表現になってしまうわけ。そんなことはない、北海道から見れば、長瀬町はまさに財政的には優秀な町です。でも、住民にそういうふうな思いがあるのです。

ここにちゃんとこういうふうに乗っているのです。80億のあれが、平成36年度には37億に減る。境目が27年なのです。そういうことが町民になぜ知らせられないか、何回か私は言いました。でも、どうもできないのだろうと思って、最近あきらめることにいたしました。独自で調べて、独自で皆さんに説明したいと思えます。これから長瀬はどうなるのか、将来、何年後にはどうなるのかということ、当然今言った財政の歳入の問題も含めて、当然今言った土地の売却も含めて、そういうものを含めて、それから下水道の起債償還の問題も、減っていることは事実ですから、そういうものを皆さんに知らせれば安心するのです。いまだにほとんどの人がそう思い込んでいる、私の会う人は。だから、時折私はすべてそういうことを話しているのです。心配ないですよ。でも、町長が心配しているなら話は別です、私が幾ら言ったって。いずれにしても、そういう財政の問題をこういう一つのシミュレートすることが必要であろうと思いますので、今独自に実質公債費比率の問題とか、それを調べて、これを私なりに分析して、質問を受けたときにはそれは説明するつもりであります。町でやってくれば本当にありがたいのでありますが、どうもその辺は難しいだろうと思いますので、やりたいと思えます。

それから、今町長の話の中で、インフラの整備については、私はこの前も話したのですけれども、平参事が袋、駅から向こう、あそこは住宅が相当できていますので、住宅地にかけて。道路が一つも舗装がないわけ、1本だけ、古い道路が1本、あれは相当古い道路です。それがあって、中は全然、もう全部砂利なのです。車が通ると、みんな畑に砂利が入ってしまう。あの整備が虫食いでできませんねと言ったら、そうですと言っていたのだけれども、早く言えば道路後退の問題があるから。だから、それはどうにもなりませんよと、下げるとなると、その規制の以前につくったうちもあるし、道路後退の問題以前につくったうちがあるのです。そうすると、後ろの土地を買ってそれを下げるしかない。そうすると、なかなかあそこは舗装もできないし、整備できないよね。その問題は、あそこはまだまだこれからどんどん宅地化になります。あれだけ急激になったのだから、人口も袋区は多くなっていますし。だから、その辺の問題は、参事でも町長でも結構ですけれども、具体的にどんなふう考えていますか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） それでは、梅村議員のインフラ整備の関係につきましてお答えをさせていただきます。

袋に限らず、長瀬町全般的に砂利道がまだまだ多くございまして、緊急度の度合いを考えまして順次整備しているところがございますので、個々に袋だけ言われてもお答えのしようがないわけなのですが、順次必要などころに関しましては予算を獲得しまして、年に何本でもありませんけれども、整備しているところがございますので、その辺でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次にいきます。

それでは、次の、先ほども話が出ましたけれども、後期高齢者医療制度の問題。いわゆる4月1日から施行されているわけですが、この制度はいろんな問題が今提起されております。きょうも、本来ならば改正案が自公のほうから出るというふうな話だけでも、それはちょっときょう見られないのでわからないのですけれども、一応出る予定であります。そこで、その見直し案と民主党の廃止論、野党4党の廃止論、その問題について町長の所見を伺いたいと、こういうことが1つであります。

また、重度心身障害者について、これは加入は選択制になっておりますけれども、ある自治体ではほとんど、75歳以上に加入することもできるわけですから、それをしてしまったというようなことでありますけれども、長瀬町では多分そういうことがないだろうと思いますが、その辺はどうなっているか、後期高齢者の医療と重度心身障害者について、それをひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、梅村議員からの質問と何か答えを一緒に出してもらえたような気がするわけでごさいます。この後期高齢者医療制度というのは、ひもといってみますと、小泉内閣のときに強行採決によって決められた、2年ちょっと前ですか、そういう歴史がありまして、そのことについてその後全く手をつけずに来て、急にこれが表に出たというふうに私は承知しております。この辺については皆さん、国会議員も我々も非常に不勉強だったというふうに思っております。野党の廃止法案、それから与党の修正法案等々のやりくりをしております。まだ非常にこの後期高齢者医療制度の問題は流動的だと思うのです。

基本的に私が考えておりますことは、後期高齢者医療制度という、この名前自体が非常に大きな問題だというふうに思っています。これは、例えば具体的に言わせると、このまま例えば国会が解散になったときにどこが処理するのかということを見ると、私たち素人が見ても、ここが負けてここが勝つなというようなことがわかってしまうような制度なのです。ですから、解散は当然できないだろう、それから問責決議案もそのまま無視するというような形になるようでありますから、やっぱりこれは与野党の駆け引きの道具にこの後期高齢者医療というのが使われているのです。これは非常にゆゆしき問題で、一番命にかかわる問題を政治の駆け引きに使われているということは、先ほど私は渡辺さんの質問のときお答えをした中で申し上げたことに尽きると思いますけれども、やっぱりこういうことを国がしっかりやっていたかかないというのはまことに残念であります。

それで、先ほどの繰り返しになりますが、後期高齢者医療制度の担当は各県に1つずつ、後期高齢者医療広域連合というところまでできるということになります。そこが、先ほど申し上げたように、ほとんどわかかっていない人が議員や執行者になっている、執行者はかなり、連合長というのは優秀な方で、ご理解をいただいているようではありますが、ほかの人たちはみずから全くわからないということを公言しているような状況で会議が進んでいるようでありますから、これはいかがなものかなという思いがあります。

しかし、原点にこれは戻ってもらうということはひとつ大切なことなのではないかな、もう一回、それと与野党が腹を割って話し合いをしていただかないと、お年寄りの行く場所がないというようなことになりかねないと思っております。これは非常に今の世代のいろんな実情を反映した、親が子を殺し、子が親を殺すような、そういう原点になっているのではないかな、医療を道具に使う政争の具にするというのはまことに不謹慎だというふうに、私は、ごまめの歯ざしりと言われればそれまでですが、そういう思いを持っておりますので、これは何とか広域連合についても私たちの意見を申し述べないといえずに、そういう思いを持って、皆さんのご意見をきょうしっかり受けとめて、そういう行動を起こ

していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 続きまして、重度心身障害者の加入の件でございますけれども、後期高齢者医療制度では、老人保健制度で障害認定を受けていた方は引き続き後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものとみなされるということになっております。そのため、埼玉県の後期高齢者医療広域連合では、昨年の12月に重度心身障害者の方に加入、非加入の意思確認調査もさせていただいております。中には入らないという方も何人かおりまして、長瀨町の場合ですと、老人保健のほうの障害認定34名のうち、非加入の申し出のあった方は6名でございます。新たに4月以降に65歳となり、重度心身障害者になった方につきましても、担当のほうで詳しく説明を行いまして、加入、非加入を本人に選択していただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 町長の考えですと、原点に戻すという意味がどういうことかちょっとわからないのですけれども、もとの制度に戻すということなのか、一たん中断をして与野党のあれにしたほうがいいのかというのは、どちらかというのがちょっとわからないのですけれども。いずれにしても、この制度がこれだけ論議されるということは、国会でもそうですけれども、みんな住民、高齢者の人は今いろんな声を出していますよね。相当きついことを言っています、困るということが。若い人というのはまだそんなあれがないですから、私のほうもまだ、ちょっとであれになりますので、やっぱり関心があるわけです。町長のほうが2年おくれですけれども。

それで、例えば今言った改正案、修正案というものが通ったとしても、きのうまでの、けさの直前までの話の中ではほとんど内容は変わらないということらしいのです。ほんの微々たるものだと。要するに、負担を幾らか軽くするというだけのことということらしいのです。そうすると、根本的な解決にならない。根本的な解決にならないけれども、我々自治体は、ただ上から来て、上意下達で来てしまっ、その条例を通すだけのことなのです。改正、いわゆる後期高齢者の医療の条例をつくるだけのことから、非常に何とも面映ゆいところがあるのですけれども、我々はやはり、よく10番議員が言っているように、本当に自治体の人たちが、住民の人たちがそれを考えているのであれば、こういう問題についてはやっぱり立ち上がるべきだろうと、私は最近ずっとそれを感じてきました。別に10番議員の影響を受けたわけではないのですけれども、本当にそういうふうな気持ちになってきた。

というのは、この問題に限らず、だって、今町長言われたよね。国会議員が何もわからないでやってしまったのですよと、こういう言い方をしていますよね。実に無責任、我々も同じ。ひょいっと書類を出されて、これ条例です、後期高齢の医療制度ですと言われて、一体何が何だかわからないうちに通してしま。北海道のある町で、テレビでやっていたのですけれども、担当者が3月31日に何百ページというページでどかんと机の上に置かれたというのです。これはわかりますかと言われたって。こういうふうにやられたのですよという、早く言えばそういうことで平然として今やってしまっているわけです。だから、そういう問題を、我々がやっぱり地方から発信する何らかの一つの材料というものがこういうものの中にあるのではないかなというあれがあるのです。

町村議長会なんか話を聞くと、全く乗ってきません、東京の議長会の。それで、新聞なんかでよく議長会のあれが、担当というか、事務局長か、その人がよく新聞なんか名前が出ているのですけれども、

物の考え方が全く後退的なのです。それではとにかく、議長会も取り上げない、何も取り上げないということになるから。だから、本来ならば町村議長会でそういうものを取り上げながら中央に持っていけばすごい力になると思うのです。だから、今町長が聞いた、どういう意味だかよくわからないと言ったのはそういうことなのですけれども、やはり民主の廃止論か、自公の修正論なのか、その辺がやっぱり我々には判断はできないかもしれないけれども、一住民、一自治体の長として、一自治体の議員としてそういう意見は発信してもいいのではないかなと。町長は常にそれを言っていますね、先ほども言いましたね、そういう意見は言うべきだと。

ひとつおもしろい話をします。4月の末の、金曜日の「朝まで生テレビ！」というのがあるのです。田原総一郎の司会で、10チャンネルで1時半から4時半までやる。そこへ矢祭町の前の町長が出たのです。私、2時半ごろにひょいっと目が覚めてつけたら、ちょうど出ていたの。その町長が、前のときです。例の名物町長です。そうしたら、うまいことを言いました。我々町村の首長は、県に行って頭を下げているだけなのです、そういう極端な表現をしました。現実にもうかもしれません。しかし、県に行って補助金をうんととってくる、予算が足りないから補助金をうんととってくるということが一つのやっぱり仕事だろうと思うけれども、ずっと前からの歴代の町長を見てもそれはわかるのですが、やっぱりそういう自治体の中で我々はどうにもならないのですよという発言なのです。それをみんなが聞いていて、わかっているのだけれども、改めてみんなが、そのコメンテーターが納得していました。

だから、そういう自治体の組織、仕組みの中で何を言ってもだめかなと思うのだけれども、やっぱりすごい、各自治体が、何百、何千という自治体がそれをやれば相当な力になると思うのです。今度の山口のあれと沖縄の県議のあれを見てもわかるのです。絶対ああいうことはないのですから、判定するということは。そういうことで、ひとつ我々が意見具申できる、要望書なり意見書なりというものはある程度出してもいいのではないかなと私は思うのですけれども、町長がこれを答弁するあれではないけれども、全く個人の考え方として結構です、議事録を削除しても結構ですから、私にだけひそかに教えてください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 基本的には全く梅村議員と同じような考え方を持っておりまして、先ほど原点に戻るといって、後期高齢者医療制度の問題は、これを1回廃止して見直すということが原点に戻る。つまりいたときは振り出しに戻ろうというすぐろくの原理と同じように、そういうことをやっていかないと、途中からいろんなことをやっても、国民も政治家もますますわからなくなるだけ、何をどういうふうに変えたかということも最後わからなくなってしまうということだと思っております。

それと、先ほど言ったように、やっぱり首長の仕事の中で、県のほうに行くともみんなもみ手をするというのは私も何回か申し上げました。そうではなくて、自分たちの意見とか、そういうものをやっぱり県や国に申し上げて、ご理解をいただく努力をするというのが本来首長の仕事ではないかなと私は思っています。ですから、それを国体のときにはっきり上田知事に、絶対という言葉と100%はありませんという言葉を使ったのも、非常に知事が嫌な顔をしましたけれども、あとはご理解をいただけたというのは、やっぱり聞く耳を持っていただいたということだと思います。ただ、長瀬町のことは一生忘れませんという話をされたときに、一生知事をおやりになるのですかと言ったら、それが知事は非常に不安だったということのようではありますが、そういうこともやっぱり具体的に言って、その中でしっかりしたコミュニケーションと信頼関係を保つということが大切だろうと思います。

今度の例えば、余分な話になりますけれども、新井先生を長瀬町にお迎えしたのなんかもまさにそのこ

とで、5分ぐらいで、知事とそれから創造センターの所長と柿沼特別秘書と話がどっというって5分で決まりました。それは私はパフォーマンスではなくて、必ず生徒のためにプラスになるという確信を持っていたから手を挙げたわけでありまして、これがもし失敗すれば自分の首にかかわる問題だというふうに、そのぐらいの覚悟で手を挙げさせてもらったわけでありまして。

そういうことで、この後期高齢者医療の問題は、私は今、はっきり申し上げれば、2人だけの話ということだそうですが、原点に戻るということは、私の申し上げたことはそれを意識して申し上げました。だから、例えば選挙をやるとあるところが勝つというのは渡辺さんを意識して申し上げた。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） よくわかりました。

それで、いま一つちょっとお聞きしたいことがあるのでありますが、私ごとでまことに申しわけないのですけれども、私が病気をして10年間、今小鹿野病院に通っているのです。それで、この間、朝ですか、上田知事が出ていて、小鹿野と県平均の老人医療費、それと全国の数字がふえた、見ているだけだからちょっと記憶がないのだけれども、埼玉県が七十数万円、全国平均で80ちよつとなのです。小鹿野が50万円なのです。それで、なぜそうなのだろうなという、私は行くたびにみると、あそこの健康管理のあれが非常に密になっているのです。その体験が全部写真が出ているのです。それで、何十何歳のあれが何キロ減ったとか、そういうのが全部壁に出ているの。8キロ、こういう運動をやったら減りましたと喜んだから、こういうのもやるわけですよ。心配な人もいますよね。そういう健診を今度やるとなれば、ああい運動が、もう結構続いているのです。五、六年、6年続いているのかな。14年ごろから始めたと言っていましたから。そして、当然老人医療費がそれだけ安くなっているのは、そういう一つの効果がある程度は若い人でもあらわれているのではないかなというふうな感じもするのです、健康運動の。

だから、なかなか、猿まね、人まねでやっても無駄だろうと思うけれども、私が10年通った中の病院なので、やっぱりそれが、猿まねでもいいではないですか、そういうことを長瀬町でも何か本当に真剣に取り組んで、やっていますよといっても出てこないのです。我々がわからないのです。やっていますよ、やっているのでしょうか。筋トレや何かやっていますから、そういうものを一町民ベースで全部やっているわけですから、そういうことをひとつ長瀬町でもやっていただいたらどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 小鹿野の病院のことで今思い出したのですが、実は小鹿野の病院にいろんな内部で問題が多発しているようであります。そのことにつきまして、関口町長と横田副町長から相談を受けました。それで、私が岩田の医新会にその話をしましたら、すぐ先生が協力体制をとっていただいて、医師を送り込んだようであります。本人も、きょう、木曜日は一晩中小鹿野病院に行って、診療とそれから内部の改革というのですか、そういうことをお手伝いをしている、非常にやりがいがあるということをおっしゃいました。

ただ、医者が今まで、自治医大から本当のいわゆる医者のお卵というのですか、そういう人たちを送り込んで、1年ごとに出たり入ったりしていたということがあって、その辺を変えようという話になって、今度院長もやめるそうであります。町長と意見調整がつかないということでやめるということになったようではありますが、とにかく小鹿野の病院をしっかりと立て直すために私は懸命な努力をしますというお話をいただいて、関口さんも全幅の信頼を、横山先生というのですけれども、与えてもらっているようでありま

す。そういうユニークな先生もこの町においでになるということでもありますから、町民課の健康管理だけでなく、皆さんと一緒にそういうところも使わせていただけるようなことができないか。ほかにも、南須原先生という超忙しいお医者さんもおいでになるようで、倉林さんもいる、そういうところもありますので、医者と相談してみたい。医者のお力添えもいただいて、メタボの問題も解決の道が開けるのではない。保健師だけ、それから町民福祉課だけということでは範囲が狭い、大勢の方を引き寄せるのには、そういう医療の専門家を中に取り込むことが大切なのだろうというふうに思ったわけであり。これは早速動いてみたいと思います。ご提案ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） これは質問ではないので、ちょっと一、二分いただきたいと思います。もっとプライベートになるのですけれども。

今町長が言われたように、小鹿野町は病院、始終医者がかわっているのです。私が10年間行っている間に、内科の医師が6人ぐらいかわっています。それなので、そういう状況が、何でこんなに早く、2カ月でいなくなってしまったとか、担当が変わるのです、主治医が。そういうことがあるので、多分そういう問題が発生したのだろうと思います。

次へいきます。耐震化の問題です。中国の地震については連日連夜報道されておるわけでありましてけれども、まさに我が国も地震国であることは、これは否めない事実であります。国も、耐震化工事の費用に対する補助率を引き上げ、交付税措置も含めた、自治体が10%ぐらいの負担で済むようなことを新聞記事でちょこっと読んだのがこの質問を出す日なのです。それで、10%でした場合には非常に財政的にもやりよくなる、そういうことで、これは議員立法で提出すると書いてあったのですが、そのようなニュースが入ってきているか。

また、公共施設の耐震化についてはどのような対応を今しているのか、すべての公共施設、公共物に対しての、ちょっとお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどもどなたかの質問で概略お答えを申し上げましたが、公共施設の耐震化の問題につきましては、特に長瀬町の役場とか中央公民館等々につきましては耐震化率をクリアしているという話でありまして、主体は学校関係ということに特化できるというふうに思っております、このことにつきましては教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、学校施設の耐震化についてお答えいたします。

学校施設の耐震化について今後どのように対応していくのかというご質問になるかと思いますが、これにつきましては、昨年の9月議会で同様の質問、先ほど議員からもご紹介がありましたが、関口議員からいただきましてお答えしていますので、その後の進捗状況と今後の対応についてお答えいたします。

議員もおっしゃられるように、今回の四川大地震では学校施設の倒壊が多くありまして、悲惨な映像が連日連夜報道されております。建築自体にも問題があるというような報道もあり、本来、子供たちにとって安心、安全な場所であるべき学校でたくさんの子供たちの命が失われたということで、大きな衝撃とともに、日本においても決して対岸の火事ではないということで警鐘を鳴らしたところでございます。また、これも繰り返し申し上げてきたことですが、学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所となる重要な役割を担っている施設でございます。

ご案内のように、当町では、小中3校で、校舎、屋内運動場、体育館ですね、技術棟合わせて8棟がすべて診断の対象施設であり、これまで計画的に診断を実施してきました。本年、小学校2校の体育館と中学校の技術棟の診断を実施しまして、診断につきましてはすべての対象学校施設について終了いたします。平成15年度から取り組んできました、20年度で終了するわけですから、6年かかりました。

今までの診断の結果、中学校体育館につきましては耐震性があるということで、施設の老朽化、特に雨漏りの改修の必要から、昨年度、屋根を中心とした改修工事を実施したのはご案内のとおりでございます。今年度診断が終了しますということをお願いしましたが、既に入札の結果、業者も決まりまして調査が始まっているところでございます。診断が済みましたら、今後は耐震化工事を実施していくこととなりますが、今年度はまず施設のうち校舎を優先、校舎の中でも、通称I s値というので、建物の地震に対する、どれぐらい地震に耐え得るかというのを数値であらわすのをI s値というのであらわしておりますが、これは阪神大震災を想定しての数値になりますが、その数値の診断の結果、低かった建物からということで、当町におきましては第一小学校の西棟、第一小学校につきましては西棟、東棟2棟ございまして、西棟のほうの耐震化を優先させたいと考えており、まずその設計を今年度実施する予定でございます。したがって、来年度にその工事を予定しているところで。

しかし、国が、議員もおっしゃったように、耐震化の目標年度を今後3年間に短縮し、耐震化促進のための国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、交付税措置も拡充すること、それによりまして町の負担が約1割で実施できるよう検討している旨の発表があったというお話がありましたが、私どももそれを聞き、大変うれしく思ったところですが、まだ具体的には示されておられません。このような国等の動向を踏まえながら、せつかくそういったお話でしたら、その期間にやらないとまた経費の問題でもかかると思いますので、そういった機会を逃さないようにしながら、今後耐震化工事を進められるよう努めてまいりたいと考えております。

先ほど、ここ数年、インフラ整備の予算が少なく、教育、福祉へみんないっているのではないかなというようなお話も議員からありましたけれども、教育はご案内のように大変施設を持っております。まだまだ予算はかかります。そういう状況を踏まえまして、先ほど言いましたように、できることから、またそういった国の制度をうまく活用して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 新聞のほかの記事にも、多分3年ではなくて早まるのではないかなというような予測も書いてありましたけれども、当町においては第一の西がことしの設計で来年度実施ということですね。その次にどこをあれするかということはわかりませんか、それが1つ。

それと、私がずっと地震の震度の数字をずっとテレビで見ていると、秩父は低いのです。面白い現象が起きたのです。中越沖地震の場合、群馬、栃木は4、それで秩父が3になって、東京のほうは4なのです、横浜あたりは、ここだけは低いというような現象が出ているのです。この間、熊谷の気象台か、今気象台になっているの、測候所になっているの、聞いたら、データがありませんというのだよ。わかりませんということです。地震担当に聞いたのですけれども。インターネットで出すと全部出ているのです。中越沖も中越地震も、震度のあれが、どこどこ地方だの、秩父地方と出ているのです。それで、非常に昔から言われる、岩盤であるとか地震の揺れが少ないとかというふうなことは言われているのですが、今、地震計については長瀬はどこに置いてありますか、設置場所は。

- 議長（大島瑠美子君） 時間です。
 - 8番（梅村 務君） それだけちょっと答えてください。これ最後ですから。
 - 議長（大島瑠美子君） では総務課長、短目をお願いします。
 - 総務課長（齊藤敏行君） 役場の庁舎の裏側に、外階段をおりたところに1基は置いてあります。
-

○議長（大島瑠美子君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 通告に沿って一般質問させていただきます。

まず初めに、NHK連続テレビ小説のロケ受け入れ態勢について地域整備観光課長にお伺いいたします。NHKの発表によりますと、朝の連続テレビ小説の舞台がやっとうち埼玉県に回ってくるようです。埼玉県が最後のような感じですが、川越市が中心になってのドラマ撮影が秋から始まるようですが、長瀨町にもロケが入るとの話の聞き、観光長瀨をアピールする絶好のチャンスだろうと考えています。

そこで、町はもとより、観光協会、商工会が一丸となってアピールできるよう準備を進めるべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員の質問にお答えいたします。

平成21年度前期のNHK連続テレビ小説は「つばさ」と決定になりました。放映は平成21年3月下旬から9月下旬まで、全156回の放送予定となります。この小説は、川越市を中心に作成され、さいたま市、長瀨町もその舞台として設定されております。細かな内容は、まだ台本ができていないため決まっていなくて聞いておりますが、設定としまして、主人公の親戚が長瀨町で舟下りの船頭さんをしているという設定でございます。長瀨町も舞台となっているということでございます。

先月、5月14日にNHK制作局のチーフプロデューサーの方が当町にあいさつに見え、ロケ等の協力についての依頼がございました。依頼の内容としましては、エキストラの協力、ロケ場所の推薦、ロケ当日の整理等のことでした。ロケの日数や場所、日程等はまだ正式に決まっておりませんので、決まり次第、町としての対応を考えていきたいと思っております。ヒロインは7月に決定し、秋ごろ現地ロケがスタートする予定でございます。また、大手旅行会社もこのドラマに合わせたツアーを計画したいと考えていると聞いております。協力をお願いしたいという申し出もありますので、この機会を逃さず、観光の町長瀨をアピールできますよう、埼玉県、長瀨町議会、観光協会、商工会を初め関係団体や町民の皆様のご協力をいただくとともに、当町にも協力体制がとれる組織をつくりまして、町の活性化が図れますよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、NHK、埼玉県、川越市、さいたま市、長瀨町で組織する「つばさ」制作支援連絡会議が設立され、関係団体の協力体制、連絡調整などを円滑に実施するために連絡会議でございますが、この会議が本日、第1回目の連絡会議ということで県庁のほうで開催されておまして、当町職員も出席しておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今、国もというのですか、国を挙げて観光ということに力を入れているようでございまして、埼玉県もその中で本気で県としても観光を一生懸命やっというということで、知事さんも頑張っているようですけれども、私も朝ドラは非常に好きで、ずっと見させていただいております。そういう中で、以前「さくら」というのがあったのですけれども、これあたりは飛騨高山がその一番のメインの場所だったのですけれども、その隣の古川市、これが今までは余り知られていなかったところだったのですけれども、古川市のろうそく屋さんのおじさんということで、古川市が非常に有名になって観光客が殺到したという、当時です。それからまた、最近では「ファイト」という、隣の群馬県で高崎が主会場だったのですけれども、四万温泉がこのときに非常に有名に、一躍脚光を浴びたという、そういう例がございまして。そういう中で、今回、川越がメインの会場になるようすけれども、非常に願ってもない絶好のチャンスだと思っております。

そういう中で、5月28日、先ほど国のほうでも本気で観光に力を入れているようだというお話をしましたけれども、5月28日にさいたま市の新都心の合同庁舎で、自治体や観光協会などロケ受け入れ機関を対象とした地域活性化セミナーというのを関東経済産業局が中心でやられたようです。このセミナーは、地域活性プランニングの先生が「観光資源活用、産業振興をふまえた地域活性化を目指して」という題目で基調講演をされたという、新聞に載っております。それからまた、その後討論がございまして、ロケ受け入れによる地域活性化策についてということで、関係の皆さんがお集まりになって討論をされたというのが載っております。ちょうどいいチャンスだなと思ったのですけれども、長瀨町でこの講演を聞きに行かれたか、ぜひ行っていただきたいなと思ったのですけれども、行かれたかどうか。私はちょっと、私は行きたいなと思ったのですけれども、私ではなくて、やはりそれは自治体のほうで行く場所かなと思ひまして、私は申し込みをしなかったのですけれども、それに行かれたかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思ひます。

それとあと、先ほど組織をつくるというお話をいただきました。川越市ではもう既に、本当に非常に川越市は今本気なのです。156回という回数をやられるというお話ですけれども、毎日、156回プラス2回やりますので、312回ですか、川越が映るということで非常に力を入れておりまして、川越市では「つばさ」専任担当という課を新設したというのが新聞に載っております。専任職員が3名、それから兼務が2人ということで、5名でそういう、本当に観光客を誘致するための専任の課を立ち上げたという、そういう新聞記事も載っております。そういった中で、長瀨町もこれからやるというお話を先ほど伺いましたけれども、なるべく早くこれはやるべきだなと思うのです。早急にこういうものを立ち上げてほしいと思ひます。そういった中で、これはどういう人たちを組織してその組織をつくるのか、それをちょっと伺いたいと思ひます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、私のほうからご質問にお答えをさせていただきます。

残念ながら、さいたま市でありましたロケ受け入れセミナーですか、課長も私も、職員からも聞いていませんので、職員だれも行っていないと思うのですが、初めて聞いたような名前なものですから、大変申しわけありません。普通ですと通知なり募集のパンフレットなり来るのですけれども、見落とししたかどうかかわからないのですけれども、残念ながら当町からそちらのほうに行ったという話は職員からは聞いておりません。そういう私も実際行っておりませんので、大変申しわけございません。

それから、これから組織をつくるというお話ですけれども、本日、先ほど課長が申し上げたとおり、埼

玉県庁のほうで自治体同士の支援連絡会議が開かれております。長瀬町、川越市、さいたま市、それに埼玉県、それにNHKの浦和支局が入っております。長瀬町といたしましては、先ほど課長が申し上げましたけれども、町議会、観光協会、商工会、あと埼玉県、埼玉県につきましては、この3月まで地域創造センターというところが名称変更しまして、地域整備センターという名称に変更しましたけれども、その部長さんが何度も電話をこちらにかけてくれまして、支援組織を立ち上げたらどうだと、そういうことで打ち合わせをさせていただいております、その中に埼玉県も入っていただくと。あと、NHKにつきましても、ぜひ入っていただきたいということでは今調整しているところなのですが、まだ町長のほうとどういう組織にするというような打ち合わせができておりませんので、参事としての見解を今申し上げているところなのですが、きょうの支援会議、職員2人で行っておりまして、戻ってき次第体制をつくりたいと思っております。その中で町長と打ち合わせをさせていただいて、今申し上げた各種団体の中から選んでいただいたり、さらに長瀬についての知識人とか、いろいろお考えの人がいると思いますので、そういう人たちを中心に町の活性化のために組織をつくって支援体制をつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） これは、行っていただかなかったというのは非常に残念だなと思うのです。私が連絡すればよかったかなと思うのですけれども、今非常に、「つばさ」というのをやるということで、埼玉新聞にも非常によく出ます。それから、大手の新聞にも出ています。そういった中で、よく新聞を見ていただければいろいろなことをやっているというのがわかったと思うのですけれども、見落とししてしまったということだったのでしょうか。非常に悔やまれることなのだと思いますけれども、これは仕方がないです。

それで、私は3月の議会でウォーキングについての質問をいたしました。今回のロケでどういうところを映していただくのだから、まだ皆目わかりませんが、ウォーキングに結びつけたロケ地ですか、そういうことができたら非常にいいなと思っております。いつも長瀬の映るのは宝登山神社ですとか、皆さん一般の観光客が思うのは、宝登山神社ですとか岩畳、それからライン下りぐらいが一番のメインだと思うのですけれども、まだまだ本当に公開したいというのですか、穴場というのですか、すごくたくさんあるのです。そういうところをぜひアピールして、それをまたウォーキングとして結びつけて、今えんべえというすばらしい組織がありますけれども、そのような組織でも結成していただいて、ウォーキングをしながらそのポイントを案内できるような、そういったものができる就非常にとこれから観光の長瀬に寄与できるのではないかなと思っております。ぜひそんなことも考えながら、これからやっていただきたいと思うのですけれども。

また、その組織についてなのだと思いますけれども、ただいまのお答えですと充て職みたいなことになると思うのです。そういった中で、ぜひ女性をたくさん登用していただきたいと思うのです。それもでき得れば若い人たち、観光協会の中にもたくさんいると思うのです。だんなさんが出てこないで、奥さんに出てきていただくような、そういった組織をつくっていただけたらありがたいなと思っております。観光に携わっている中で、奥さんのほうが斬新的ないい意見を持っていらっしゃる方も大分いらっしゃるようですので、こういうときにぜひそういう方たちを出していただけるといいなと思うのですけれども。今までですと、本当に男性社会で、どこに出しても男性のほうが多いので、ぜひそのようなことを考えていただきたいと思っております。今後、幾人ぐらいの体制でやるとかはまだ全く決まっていらないのだと思いますけれど

も、そういうことについて、参事、どうしてお考えでいらっしゃいます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えをさせていただきます。

ウオーキングを取り入れてというようなお話ですけれども、ロケ場所の話になろうかと思しますので、支援組織にかかわらず、こういうところを映したらどうだとか、こういうことを宣伝したらどうかとか、そういうことにつきましては、まだ組織ができていませんけれども、うちの観光課のほうに話をいただければ、いただいた材料はすべて土俵の上に上げて、ドラマがどういう設定になるかわかりませんから、その中でお互いに協議をしながらロケ場所を選定していただくというようなこととなりますので、もしご希望があれば、こんなすばらしいところがあるというようなことから、いわゆる文化的な物語だとか、そういうことも含めて、私でも結構ですし、観光課のほうに言っていただければ、それは土俵の上に上げて、こういうお話がありますということはプロデューサーのほうにお伝えしますので、ぜひこういうところを映してもらいたいとか希望がありましたら教えていただきたいと思います。

それから、先ほど組織の話をちょっと私のほうが参事としてというお話で申し上げたわけなのですが、充て職とかそういうことで考えているわけではなくて、そういう組織が今回のロケには当てはまるのではないかなというようなことで申し上げただけで、先ほど申し上げましたけれども、長瀬町をよく知っている知識人だとか、そういう人たちも加えてもいいのではないかというのを先ほどお答えしましたけれども、ただ組織だけではなくて、男性だけでなく、女性ももちろん結構だと思いますし、若い人でも参加したいと、逆にぜひ参加してみたいというような人がいれば、やはり同じようにご推薦なり、自己推薦でも結構ですから、私でも観光課でも教えていただければ、それはそれなりに、すぐ組織の中に入れるかどうかは別にしまして、検討はさせていただきます。

それから、「つばさ」という、こういうパンフレットがもうないものですから、議員さん皆さんにこれからコピーをとりまして、とりあえず全員にこの議会中にコピーしてきましてご配付したいと思いますので、ぜひ中身を読んでいただきたいと思います。ぜひ、「つばさ」、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 最後に1つお願いをして、2番に入りたいと思います。

先ほど川越が本気でやっているというお話をしましたけれども、もともと川越もそれほど観光には力を入れていなかったわけです。それが、大河ドラマ「春日局」、あれが引き金となって観光に力を入れるようになったというお話を伺っております。そういった中で、現在は500万人も観光客が来ている。今回のこの「つばさ」にすごく期待をかけておりまして、これを機に1,000万人にしたいという意気込みでいるようです。

長瀬も、一昔前までは埼玉の中で観光といえば長瀬だという思いがありましたけれども、今はなかなかそういう時代ではなくなってきている。また、国民の皆様も本当に観光というものに関して考え方が変わってきていまして、宮代町ですとか、本当にえっというような宮代町、コスプレで何か有名になったとか、それからあとは鷲宮町ですとか日高の高麗神社ですとか、そういったようなところが観光、今非常にブームになっているというようなお話も聞いています。一生懸命頑張っていかないと、長瀬の観光、本当に追い抜かれていってしまうなという思いがしております。

そんな中で、長瀬町は観光立町ということでやっていくのだというお話を常々聞いておりますけれども、

今回の皆野町の議会で、今議会で皆野町が秩父市との合併を議会が決議したという、これから秩父市と合併を進めていくのだというような議決をされたというようなお話も聞いております。うちのほうの大澤町長は、小さくてもぬくもりのあるまちづくりをしたいという、そういう決意のもとで一生懸命頑張っていると思いますので、そういった中で、観光で本気で長瀬をアピールしながら生き残り策を考えていけたらいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2にまいります。岩畳観光トイレについて、もう一つ地域整備観光課長にお伺ひいたします。かねてから要望の多かった岩畳観光トイレが完成しました。町の入札予定価格よりも大変安価で落札され、業者の努力で安く立派な建物ができたことは大変喜ばしく、結構なことだと思います。

しかし、建物の周りには景観を保つための樹木を植えたようですが、スペース的に無理があるように思います。植栽についての考えをお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、大澤議員の質問にお答えいたします。

観光トイレの植栽スペースに無理があったのではないかとのご質問でございますが、この場所は長瀬玉淀自然公園第二種特別地域内の土地であり、建物等を新築許可を受ける場合に植栽を求められているところでございます。植栽設計当時に計画した内容より大きな株が納入されまして、質問のように植栽場所が狭くなり、密集した植栽となってしまいました。このままでは植栽しておくとおそれがありましたので、県の検査後に、5月の連休明けになりましたが、低木の一部を職員によりまして、現在上長瀬にあります自然の博物館横の観光トイレの花壇に植栽をさせていただきました。今後、納入時の植栽等の資材検査には十分注意をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） この観光トイレにつきましては、10番議員さんから午前中に質問がありました。もう本当に非常に立派なトイレで、私も何回か行って見ましたけれども、びっくりしてしまいます。センサーでふたがぱたっとあきまして、ザーッとお水もセンサーで流れますし、一般家庭にもこんな立派なトイレは使っていないのではないかと思いますのですけれども、そういった中で、3月の入札予定価格ですか、これでやったと思うのですけれども、入札予定価格は1,070万だったのです。それを有限会社駒井工務店が848万8,000円で落としていただきました。

私は単純なものですから、えっ、こんなに安く工務店さんでやっていただいて、差し引き221万2,000円も残ってよかったなと思っていたのですけれども、先ほどの渡辺さんの質問の中で、これが最終的に1,111万9,000円かかったというお話を先ほどいただきました。非常にびっくりしています。予定価格が1,070万であったものが、私たちが単純に考えますと安くできたなと思っていたのがそれよりも余分にかかったという、29万円ぐらいですか、非常に驚いているのですけれども、これは花木を買ったというのですか、その金額ですとか、それとあとは土地購入費ですか、先ほど179万4,500円、土地購入費がかかったというお話をいただきましたけれども、これすべてがこの中に入っているということなののでしょうか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、お答えいたします。

建築費の関係でございますが、建築費は先ほど申し上げました1,111万9,500円でございます。変更で増

額になりました金額が220万7,100円ということでございまして、その変更の理由でございましてけれども、現地調査の結果、雨水対策の排水管等の増嵩、これと文化財指定区域の隣接地であるために、景観に配慮し使用するかわらの見直し、窓などの外装材の変更、トイレブースの仕切り板などの清掃時の水漏れなどを考慮し、水に強く、耐久のある材質への変更、子供や同伴時に老人に安心して利用できるトイレとするため、子供用のいすや手すりなどを設置するための増嵩になりました部分がございまして、その総額が先ほど申しあげました金額が増嵩となっております。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 私も9年間議会議員でお世話になっているわけですがけれども、今までもこういった、入札をされたときとでき上がったときでは値段がこういうふうについて違っていたのでしょうか。もう本当に、まことに申しわけなかったなと思うのですがけれども、うっかりミスといいますか、本当に安くできてよかったなという思いが、本当に立派なものできてよかったなと思っておりましたところ、今回こういう金額を出していただいたものですから非常にびっくりしております。

それから、景観ということで植栽をしましたということですがけれども、見てみましたらば、本当に幅が50センチ、南側は50センチです。それで、西側が30センチしかないのです。そこに植栽をするというのは非常に、素人が考えてもちょっと無理なのではないかなという思いがします。実際、先ほど間引いたというお話ですがけれども、おととい行ってみましたらまた枯れている木もありました。それが、50センチのところキンモクセイとクチナシとサツキが置いてあるのです。まだ植えたばかりですから、今はいいですがけれども、これは3年、5年たったとき、どういうことになるのだろうかと思って非常に心配しているところなのです。枯れてしまえばそれでおしまいだという、そのときだけ、県の審査が通ればいいという、それであればそれで構いませんけれども、しかし、血税を使っているわけですから、そのところをちょっと、見積もりの部分でもおかしかったのではないかなと思うのです。多過ぎたので、何か自然史博物館のほうのトイレに持っていったという話ですがけれども、これを町長以下、担当から町長にいくわけですね、判こを押していったわけでしょうから認めていたわけですね。だから、そのところが非常に私も納得のいかないところなのです。

簡単に考えますと、本当に安くできたなと、しかし、あれほど立派なものが本当に必要だったのかなという思いもあります。ともかく、そういった部分で、先ほど10番議員さんが立派過ぎるというようなお話をしておりましたけれども、それに対してのしっかりした答弁をなされていなかったのではないかなと思うのですがけれども、なぜセンサーでふたがあいたり、センサーで水が、水は仕方がないけれども、それほどものをつくったのかなという思いがするのですがけれども。

ともかく、いずれにいたしましても、入札予定価格よりも非常に最終的にそういった部分で高いというのですか、今まで過去の観光トイレを見てみまして、坪数でいくと3番目に高いのです。そういった、安くできてよかったという思いの中でおりましたらば、3番目に高かったということで非常に驚いております。そういったことで、10番議員と重複するかもしれませんが、もう一度明確なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） お答えします。

先ほどもお答えをしたのですがけれども、トイレの敷地自体がかなり狭い敷地ということもございまして、その敷地の中に女性用のトイレを3カ所と男性用の小便器を3カ所、大便器を1カ所、それと多目的のも

のを1カ所というものを設置をさせていただきまして、全体の敷地自体が決まっていたものですから、その中にあれだけのものをつくり込むという形で、敷地のほうが植栽する部分のところはかなり狭くなってしまったということは事実でございます。

それと、当初、あそこのトイレにつきましては受水槽という、タンクを一たん設けて、そのタンクの中に一たんためたもので給水をするというふうな形のを当初考えておったわけなのですが、それですと、やはり受水槽を設置するということになりまして、設置した側がメンテナンスをしなくてはならないですとか、ランニングコストが、故障の原因があったりというのがありますので、それをなくす形で、今までのトイレもそれはついていませんので、それをなくすという形で、それとあと、観光客がかなり多いものですから、観光客の多い方がある程度短時間に使っていただくということで、トイレの中に若干、洋式のトイレの単体の中に若干水がたまるようなトイレに今設置しているものはなっております。それとあと、フラッシュバルブといいまして、直接水道管から水が噴き出すというふうな形で、コストの削減をするということで、水のほうもかなりそれで使用のほうは削減できるということでございまして、大体ここにあります資料ですと、その方式だと、メーカーで出している資料なのですが、従来のもものと比べると約65%ぐらいの節水ができるというふうなことで聞いておりますので、水のほうの節水はそれでできるのではないかとこのように考えているところでございます。

〔「あと、花木。花木についてもちょっと、済みません」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） 花木のほうは、先ほど……

〔「あれだけの狭さのところということに疑問はなかったですか。幅が30センチのところにあれだけのキンモクセイですよ、植えてあるのは」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大きいものはキンモクセイで、小さいものがサツキツツジで……

〔「西側はキンモクセイ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） あと、小さいものについてはヒメクチナシですか、それになっているかと思うのですが……

〔「だれが買ってきたんだよ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） それは、やはり見て多いというのは感じたものですから、植えた後で、そういう形で枯れる心配があったものですから移植をさせていただいたということなのですが、設計当時のものより大き目の株が納品されたということでございまして……

〔「大きくなるわけだからね。根が張るわけだから」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） ええ、それでやはり枯れるのはまずいものですから、移植をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

〔「議長、もう一回だけ済みません。質問じゃなくていいです」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 短目をお願いします。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 植えたばかりですので、二、三年経過を見てみないとわかりませんが、非常に心配しておりますので、そういった部分で、もしも回りの土を根が持ち上げるというのですか、そう

いような状態になったときに冬が困るのです。そういうことを考えたときに非常に心配しておりますので、そここのところにはしっかり目を配っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第22号から議案第27号までの6件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 提案理由を申し上げます。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、公布の日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じ、同年4月30日に長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布され、公布の日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を4月30日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第11号として公布し、公布の日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の改正は、昨年度は3兆円の税源移譲が実現した直後ということもあり、小規模な税制改正でありましたが、今回の税制改正は一転して大規模な改正事項となっており、改正事項の中で特に重要なものとして挙げられるのは、公益法人制度改革、寄附金税制の拡充、金融証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入があります。この点を主眼に説明させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。まことに恐縮でございますが、お手元にご配付してあります議案第22号参考資料2の長瀬町税条例の関係資料の1ページをごらんください。まず初めに、公益法人制度改革の概要についてですが、民法第34条に規定されている社団法人、財団法人については、明治29年の民法制定以来の大改革が行われ、新制度が平成20年12月1日から施行されます。現在の社団法人、財団法人制度を廃止し、新たに届け出だけで設立できる一般社団法人、一般財団法人と公益性が認定された公益社団法人、公益財団法人とが新たな仕組みとしてできるものでございます。

また、現在の公益法人は5年間の移行期間があり、この間は特定民法法人、特例社団法人、特例財団法人として現在の公益法人と同様の扱いとされるものでございます。その制度改革への対応で、法人住民税法人割については、法人税と同様の取り扱いを講じることとされております。

また、公益法人制度改革に伴い、次の措置を講じることとされております。1つ目として、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団及び一般財団法人について最低税率を適用する、2つ目として、博物館の設置または学術の研究を目的とする公益社団法人または公益財団法人が収益事業を行わない場合には非課税とする、3つ目としまして、人格のない社団等で収益事業を行わないものについて非課税とする改正が行われました。

まことに恐れ入りますが、参考資料のもう一ページ、参考資料、議案第22号、長瀬町税条例の新旧対照表の3ページをちょっとごらんいただきたいと思います。適用税率明確化のための表改正でございますが、民法34条の法人、人格のない社団等、資本金等の額が明確でないものについては最低税率を明確化することとしたもので、具体的には次に掲げる法人について最低税率が該当することと明確化しております。初めに、第31条の表第1号の「次に掲げる法人」の欄でのア、ちょっと見にくいのですけれども、1番の第1号のアの部分ですけれども、法人税法、別表第1に掲げる法人ですが、法人の中には国民金融公庫等があります、及び公益法人等、法人税法、別表第2、この中には学校法人などがあります、で掲げる法人及びNPO法人という、いわゆるみなし公益法人、この中に独立行政法人であって収益事業を行うものは除くとしておりますが、これは独立行政法人については、独立行政法人会計基準等により資本金等の額が明確になっており、従前の課税関係を継続することとしているものであります。

続きまして、イの人格のない社団と法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、

かつ収益事業を行うもの、続きまして、ウ、一般の社団及び一般財団法人、法文上非営利型法人を除くこととしておりますが、これは非営利型法人にあってはアの公益法人等に該当するから、この部分から除かれております。エの保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額または出資金の額を有しないものが最低税率の該当になります。以上述べましたア、イ、ウ、エが最低税率の該当になるものでございます。

次に、公益法人に係る固定資産税についての措置でございますが、旧民法第34条の法人が設置するものに対しては、非課税措置が講じられている施設については、旧民法第34条の法人が設置するものと同様に非課税とします。

なお、この中に、税条例の48条、第50条、第51条において法人等からと、名称が法人の改正でございますが、地方税法において法人及び法人でない社団または財団で収益事業を行わないものを法人等と規定していました。これらについて、法人でない社団または財団が収益事業を行わない場合には、取り扱いを統一し、均等割課税しないこととなったため、これにより、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについては、法人住民税では納税義務者たり得なくなったこととなったことによるため、法人等から法人の改正が行われたものでございます。

また、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の前日において非課税とされたものについては、平成25年度分までは非課税措置が継続されます。

次に、また申しわけないのですが、長瀬町税条例の関係資料の2ページをごらんください。個人住民税における寄附金税制の拡充でございますが、控除対象寄附金の拡大があります。初めに、対象寄附金ですが、寄附金控除の適用対象に所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金、この中で国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は除かれます、のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、都道府県または市町村が条例により指定できるよう、地方税法第314条の7第1項第3号で規定されたものでございます。

次に、控除方式及び控除率ですが、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は、県民税については4%、町民税については6%としております。この場合において、県が条例により指定した寄附金については県民税から、町が条例により指定した寄附金については町民税から控除されることとなります。

次に、控除対象限度額ですが、寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額の25%から30%に引き上げられました。

次に、適用下限額ですが、寄附金控除の適用下限額が10万円から5,000円に引き下げられました。なお、条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としないこととなっております。

次に、長瀬町税条例関係資料の3ページをごらんいただきたいと思います。地方公共団体に対する寄附金税制の拡充でございますが、ふるさと納税をめぐる論議の中で、課税権の問題を踏まえ、寄附金税制を活用する方式となったものでございます。県、町に対する寄附金については、先ほど述べました税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た額で、個人町民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度とします。5分の2を県民税から、5分の3を町民税からそれぞれ税額を控除します。上記の改正は、20年1月1日以降に行われる寄附金に対するもので、平成21年度以後の町県民税に適用されます。

次に、4ページをごらんください。寄附金控除の計算イメージですが、モデルケースは、給与収入700万、

夫婦、子供2人のケースですが、まず、県、町に対する寄附金4万円から適用下限額5,000円を引きますと、寄附金控除対象額が3万5,000円になります。

次に、寄附控除対象3万5,000円から10%を乗じます。そうしますと、3,500円が住民税の基本控除額になります。

次に、所得税の税額軽減額を求めます。この場合、所得税の限界税率が10%ですから、90%から10%を引いた80%が住民税の特例控除額になります。3万5,000円に80%を掛けていただくと2万8,000円になります。

次に、限度額を算出します。住民税の所得割が29万3,500円の1割が限度額ですので、2万9,350円になります。限度額範囲ですので、2万8,000円がそのまま適用になります。これを先ほどの住民基本控除額3,500円をプラスしますと、3万1,500円が住民税の税額控除になります。

なお、寄附者の方は、寄附先の都道府県、市町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際には計算する必要はございません。

次に、5ページをごらんください。個人住民税に公的年金からの特別徴収制度の導入ですが、税条例でいきますと、47条の2の公的年金等に係る所得に係る個人町民税の特別徴収の関係でございます。新たに公的年金から特別徴収制度が導入されました関係で創設された条文でございます。初めに、1の対象者ですが、特別徴収の対象者は個人町民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払いを受けた者のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の者を対象とするものです。

なお、特別徴収の対象としない者としているのは、まず当該年度の初日に属する年の1月1日以後、引き続き長瀬町の区域内に住所を有するものでない者、次に老齢基礎年金等の年額が18万円未満の者、次に特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える者があります。

次に、2の徴収する税額ですが、特別徴収の対象税額ですが、特別徴収の対象となる税額については、公的年金等に係る所得に係る所得割額と均等割額を対象としています。公的年金とは、所得税法第35条第3項に規定する公的年金を指しております。

次に、3の特別徴収義務者ですが、特別徴収義務者は、社会保険庁等で特別徴収対象年金給付の支払いをする年金保険者とすることが地方税法321条の7の4で定められています。具体的には、社会保険庁、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興共済事業団及び農林漁業団体職員連合会がその対象となります。

次に、4の対象年金ですが、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金等としています。

次に、6ページをごらんください。5の特別徴収の対象税額の徴収方法ですが、上半期の年金支給月、4月、6月、8月ごとに前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。下半期の年金支給月、10月、12月、2月ごとに年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した3分の1を本徴収いたします。新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間は公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額を普通徴収の方法により徴収し、10月から翌年3月までの間の老齢基礎年金等の支払いの際に、それぞれ公的年金等に係る個人町民税から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を老齢基礎年金等から特別徴収の方法により徴収することとなっております。

次に、6番の特別徴収の事務処理ですが、まず特別徴収に係る通知ですが、年金保険者は、特別徴収を行うに当たって、老齢基礎年金等の年額、特別徴収税額等の情報について、経由機関を通じて市町村に通

知されます。経由機関とは、社団法人地方税電子化協議会でございます。これを受けて、特別徴収対象者及び特別徴収税額を決定するわけですが、市町村においては、公的年金等支払い報告書、申告書等の資料をもとに算出した納税義務者、税額等の名寄せを行い、公的年金からの特別徴収の対象者を決定することになります。

次に、特別徴収税額等の通知ですが、市町村は、公的年金からの特別徴収をしようとする場合において、特別徴収対象年金所得者及び年金保険者に対して、年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収する旨、支払い回数割特別徴収税額等の事項を通知する必要があります。年金保険者に対する通知は7月31日までとされており、特別徴収対象年金所得者に対する通知については、地方税法第320条の各納期のうち最初の納期限の10日前までとなっております。納期限の10日前までとなっているのは、多くの市町村において6月20日までとなりますが、これは特別徴収の対象とならなかった者については普通徴収の方法による徴収を行う必要があることから当該期限が定められたものでございます。

次に、特別徴収の市町村への納入ですが、年金保険者は、老齢基礎年金の支払いをする際に徴収した税額を、その徴収した翌月の10日までに市町村に納入する義務を負うこととなっております。この改正は平成21年度から適用されます。なお、特別徴収は平成21年10月以後に支払われる老齢基礎年金等について実施されます。

次に、7ページをごらんください。証券税制の見直しですが、上場株式の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成20年度末をもって軽減税率を10%、所得税7%、町民税3%を廃止し、平成21年度から20%、所得税15%、町民税5%とするものでございますが、円滑に新制度へ移行するための特例措置といたしまして、平成21年、平成22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当については軽減税率10%を適用することとなります。

次に、損益通算の特例ですが、新たに上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することになりました。税条例の第19条の6、上場株式等譲渡損失の損益通算及び繰越控除欄にあります。平成22年度分以後の個人住民税については、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の間で損益通算を行うことが可能となります。ただし、平成21年中に支払いを受けるべき配当については申告による方式のみ可能となっており、株式等譲渡損失との間で損益通算を行うことを希望する納税義務者は、上場株式等に係る配当所得について申告した上で申告分離課税を選択することが必要となります。

次に、固定資産税についてご説明申し上げます。また恐れ入りますが、参考資料、長瀬町税条例新旧対照表のほうにお戻りください。18ページをごらんください。第54条の第5項ですか、固定資産税の納税義務者等の改正点についてですが、第169回の国会において独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が可決、成立し、平成20年3月31日に公布されました。独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、機構が有していた権利及び義務について、独立行政法人森林総合研究所に承継されることに伴う規定の整備でございます。また、21ページの第131条第4項、特別保有税についても同様な改正でございます。

恐れ入りますが、また新旧対照表の28ページをごらんください。法附則第10条の2の第7項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、地方税法附則第15条の9第9項及び第10項に新たに創設されたもので、それを受けて町の条例において申告の方法及び添付書類について創設されたものです。住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置でございますが、基本的にはバリアフリー改修と同様としたものでございます。

地方税法附則第19条の9第9項、第10項の減額措置の内容についてですが、平成20年1月1日に存在している住宅を対象とし、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税について、税額から3分の1を減額する措置を講じることとしています。戸建て住宅のほか、マンション等の区分所有家屋にも各占用部分単位で適用することとしているものでございます。

次に、対象となる床面積については、120平米を超える場合には120平米を対象としています。これは、耐震改修とかほかの減額措置が120平米まで対象としていることとの均衡を考慮したものでございます。

次に、対象となる省エネ改修は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた改修工事で、窓の改修工事、二重サッシ化、複層ガラス化など、または窓の改修工事とあわせて行う床、天井または壁の断熱改修工事であることが要件となっています。改修費用ですが、改修工事が30万円以上のものであることが要件となっております。

なお、改修工事により改修した当該部位が新たに省エネ基準に適合することになること、部分的な部位が省エネ基準に対応するかということなのですけれども、省エネ基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第74条の第2項に基づく住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針において規定する各部位ごとの基準のことです。

なお、貸し家住宅は対象外であり、またマンション等の区分所有家屋の場合には、その占有部分において対象工事を行った場合は、その占有部分における固定資産税額が減額の対象となり、共有部分における工事は対象となりません。また、新築住宅の減額、耐震改修等のバリアフリー改修を除く他の減額措置と同時に適用されず、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合には、それぞれ税額の3分の1を減額し、あわせて3分の2を翌年度の固定資産税から減額することとしております。

市町村への申告としては、この減額措置を受けようとする納税義務者は、改修工事終了後3カ月以内に必要な書類を添付して市町村に申告しなければならないこととしております。これは、他の改修に係る減額措置同様、改修工事があったことを市町村が把握することが必ずしも容易でないことや、また省エネ基準に適合するかどうかの判断を市町村が行うことが困難であること等の理由でございます。納税者は、省エネ改修工事により当該部位が新たに省エネ基準に適合することとなったことについて、建築士等の有資格者が発行した証明書等を添付して申告することとなります。また、申告期限の経過後に申告があった場合でも、やむを得ない理由があると市町村長が認めるときは減額措置を講じることができることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、長々と説明されましたけれども、これをもらって私が説明を受けてもちょっとわかりません。

私が言いたいのは、この4月30日、国会で決まったから、既に決まったことだといえればそれまでなのですが、他市町村の例では、横瀬なんかではこのことだけで臨時議会を開いて説明して議決したのです。この問題については、今度の後期高齢者医療制度の問題についての、年金やいろんなことの寄附とか、そういうことに含めてこういう条例が改正されたと思っていますけれども、そういうことでいいのでしょうか。

それで、説明されてもわからないというのは、結局、読み上げられても問題点は何かというのがわから

ないのです。これをやることによってどのようなことがよくなるのかとか、国民のためにどうなっているのかということについて答えられたら答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員さんの質問にお答えします。

公益法人法なのですけれども、まず公益法人については、今まではどっちともとれず、人数と金額で行われたわけなのですけれども、今度は社団法人で、ここに書いてありましたけれども、収益を行わない事業については非課税として、そういうものを一切外したということで明確化されたということでもあります。

それと、25年までと言いましたけれども、平成25年まで移行期間がありまして、その間にただ黙っているのではなくて、届け出を行いまして、そこで振り分けが、多分この最初の説明資料にあったと思うのですけれども、その振り分けが行われて、平成25年度までが、今非課税になっているものについては非課税と、そこで25年以降は課税されるものには課税と、法人の明確化が行われるということでございます。

2点目のふるさと納税制度なのですけれども、これは今まで寄附金控除が住民税の10万円以上だったのですけれども、これが5,000円以上になりまして、なおかつ県、市町村におきましては、5,000円以上プラス、先ほど申しました、ちょっとややこしかったと思うのですけれども、特例控除額ということで、所得の単純に言えば10%以内であれば、その部分がほとんど税額を納める部分ぐらいの控除が受けられるということで、県もほかの自治体についても今注目をされている寄附金の改正でございます。今後については、まだ相談していないのですけれども、PR活動を進めて、少しでも長瀬に寄附していただけるような措置をまた考えたいと思いますので、そのときはよろしくお願いいたします。

続きまして、特別徴収の関係でございますが、現在私ども、年金から来るのは源泉徴収、紙ベースなのが、これが電子ベースになるということなのです。今までパンチャーや職員が残業して夜までやっていたものが、今度は電子化により、さっき言いました地方税の電子化協議会を通じますけれども、そこからデータの電子のやりとりが始まるということがございます。それによって、個人税の国税の、所得税は今e-Taxとかありますが、それについても付随して併設されていく予定とお聞きしております。それと、企業における、今までは源泉徴収票が紙ベースだったものが電子データ化されて、今までと違いまして、打ち込むのではなくて、そのまま電子データでできるといことなので、誤記や間違いが減るといいますか、そのままの生の数字が来ますので、その点が減るものと記載されています。

それで、税制の、あとは公益法人の、譲渡所得とかの改正なのでございますが、本来の趣旨は終わったということで、本来の税率に戻して、ただし、本来のすぐ税制に戻すと、移行期間を設けて本来の税率20%に戻しましょうという制度でございます。

ちょっとわかりづらかったかもしれないのですけれども、以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の

一部を改正する条例)を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大島瑠美子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり承認されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大島瑠美子君) 日程第6、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤芳夫君) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、公布の日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同年4月30日に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(大島瑠美子君) 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長(浅見初子君) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にありまして、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布、施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を4月30日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第12号として公布し、公布の日から施行しているものでございます。

今回の改正内容につきましては、3月の全員協議会でも説明させていただきましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、今までの医療分と介護分に後期高齢者支援金分が加わり3区分としたもので、これに伴い、医療分や介護分の税率も改正する必要性が生じ、医療分については税率や限度額の引き下げを行ったものでございます。また、そのほかに特定世帯や被扶養者の減額措置を定めたものでございます。

それでは、恐縮でございますが、配付してあります議案第23号参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、第2条でございますが、国民健康保険税の課税区分に、医療分と介護納付金分に後期高齢者支援金分を加えることとするものでございます。

次に、第2項でございますが、医療分の課税限度額を56万円から47万円に引き下げるものでございます。

次に、第3項を第4項に繰り下げ、新たに第3項として、後期高齢者支援金等の課税額は所得割と均等割の合算額とし、その課税限度額を12万円とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。第3条第1項でございますが、医療分の所得割率を100分の5.7から100分の5.5に引き下げるものでございます。

次に、第4条でございますが、医療分の資産割率を100分の42から100分の40に引き下げ、第5条でも均等割額を1万1,000円から1万円に引き下げるものでございます。

また、第5条の2では、医療分の世帯を特定世帯と特定世帯以外の世帯に区分し、特定世帯を5年間に限り半額の7,000円とするものでございます。

次の3ページをごらんください。第6条から後を2条ずつ繰り下げ、新たに第6条と第7条を追加いたしましたして、第6条は高齢者支援金等課税額の所得割率を100分の1.1とし、第7条は均等割額を介護納付金と同じく被保険者1人当たり7,200円とするものでございます。

次に、改正後の第8条でございますが、介護納付金の所得割率を100分の0.8から100分の1.1に引き上げるものでございます。

次に、9ページをお開きください。改正後の第23条は、国保税の減額について定めたものでございますが、医療給付分と介護納付金分に後期高齢者支援金分を加え、1号は4割軽減対象者について規定したものです。次の10ページをお開きください。アは、医療分の均等割額を1万1,000円から1万円に引き下げましたので、それに伴って4割軽減の6,000円に、イは世帯平等割ですが、(ア)は8,400円に、(イ)は同じように特定世帯を5年間に限り4割軽減、8,400円のさらに半額の4,200円に、またウとしまして、新たに後期高齢者支援金等の均等割額7,200円の4割軽減分4,320円を追加したものでございます。

次に、2号でございますが、同じように6割軽減を規定したもので、ア、均等割額を1万円の6割軽減の4,000円に、またイは平等割額の軽減ですが、(ア)は5,600円に、(イ)は特定世帯分を6割軽減、5,600円のさらに半額の2,800円に、またウとしまして、後期高齢者支援金分の均等割7,200円の6割軽減額2,880円を追加するものでございます。

次に、12ページをごらんください。改正後の第26条の2でございますが、国保税の減免対象者に、今まで健康保険等の被扶養者であった65歳以上の者を2年間に限り追加するものでございます。

次に、附則の13ページ、第3項から14ページ、第6項までの平成18、19年度分に係る国保税の課税の特例については削除するものでございます。

最後に、一部改正条例の附則でございますが、この条例の施行期日、適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(大島瑠美子君) これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番(渡辺 強君) 今説明された中では、いい面と悪い面とありますね。それで、やはりこの問題については、皆さんもご存じのように、今、国会で論議されて、2年据え置きとかいろいろな形で、何とか今の自民党、公明党の政権は、この後期高齢者を法律で決めて執行するには2年間据え置きとか、年金の天引きも10月からだとか、65歳以上から74歳まではいろいろ前期高齢者で年金を天引きというような、いろいろな形で施策しています。我々国民は、この後期高齢者の問題についても、何が本当か、どうなのかというのわからない中で、いかにも軽減するようなことを言ってみたり、何かだまされてしまって、ああ、しょうがないのだ、高齢化社会だから負担もしょうがないのだ、最後には消費税をアップしてもしょうがないのだというようなふうを持っていこうとしているのです、マスコミも含めて。

私は、この問題について今ここでは論議することもないですけども、私はこういう立場から課長に質問するのはいいですけども、この問題については、やはり後期高齢者の負担をいろいろ変えていくためにはどうしてかという、専決処分で決めてしまったことだから、我々国民はこれに黙っているわけにいきませんから、どういうふうに考えていますか、一言でいいから教えてください。

これは全体的には、後期高齢者、前期高齢者なんて、65歳から前期高齢者、75歳から後期高齢者と向こうは指定しているのです。それについて、年金の負担とか、医療にかかる負担とかということについてどう思っていますか。やっぱり、65歳以上からの負担がふえるのでしょうかというふうに言えますか、言えないですか、軽減なのですか。そう言われた場合どうしますか、お願いします。答えられないなら答えられないでもいいです。別に私は役場職員に何だかんだ言うあれはないですけども。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問でございますので、個人的な意見としてお答えさせていただきますと思います。

このような制度ができて、65歳以上の方、年金から介護保険は引かれますし、国保も引かれます。後期高齢者の分も引かれることになりまして、かなり大変だと思いますけれども、今、医療費の全体を見ますと、やはり年齢的にもちょうど医療がかかる時期になっているから仕方ないのですけれども、かなり高額な医療がかかってまいりますので、これはやっぱり若い人も含めてみんなで賄っていかなければならないということもありますので、高齢者の方も大変負担していただきますけれども、若い人もそれぞれの健康保険で、加入している保険で負担していきますので、みんなで議論し合ってやっていくしかないかなと考えます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度の議案第23号について、反対の立場から発言します。

皆さんも今まで一般質問の中でも述べられたように、今度の自民党、公明党の政権が決めた後期高齢者制度に伴ってこの議案が出されたわけです。ご存じのように、私たちは今のやり方に対して、やはり今まで尽くしてきた高齢者を今度はお粗末にしておば捨て山にするようなやり方、要するに我々も高齢化社会に向けての逆行の問題だと思うのです。

問題は、この論議は、国民はすごく怒っているというのが、我々はずっと掛けてきた年金がチャラにされて、だれも責任を負わない、年金をチャラにされた。保養所をつくったり、年金会館をつくったり、また使わないような道路をつくったり、そういう無駄遣いをし、あとまた軍事費の談合の問題、防衛予算の問題やら、あと大企業がだもうけして大変な貯えをしておきながら、一方では安い労働者、例えば大会社が地域に来て喜んでいたというのが、みんな半分以上は派遣労働者で問題になっていたキャノンの会社

問題、地域は発展しませんし、結局、派遣、派遣で東北のほうから集めたり、そういうような無駄遣いをしていた犠牲を国民に、65歳から、75歳からと分けて医療費を使わせないためのやり方の後期高齢者制度に突入しているわけです。だから、そういう意味でもすんなり賛成するわけにはいきません。そういう立場から反対します。

○議長（大島瑠美子君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、議案第23号は承認されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第24号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を27億8,385万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫支出金、県支出金、諸収入、繰入金の増額、歳出では、選挙管理委員会費、老人福祉費、教育委員会事務局費、第二小学校費、公民館費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第24号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,385万8,000円とするものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。款14国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金につきましては、平成21年5月21日から実施されます裁判員制度の裁判員候補者予定者名簿の調製に伴うシステム改修を行うための国からの交付金でございます。

款15県支出金、項3県委託金、目6教育費県委託金につきましては、県からの委託事業でありますスクールソーシャルワーカー活用事業、人権教育研究協力校事業、学校応援団推進事業を行うための委託金でございます。

款19諸収入、項4雑入でございますが、地域社会振興財団から長寿社会づくりソフト事業が採択されることになりましたので、交付金を受け入れるものでございます。

款21繰入金でございますが、今回の補正予算で歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

では次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。款2総務費、項2選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、裁判員候補者予定者名簿調製に伴う住民基本台帳電算システムを改修するための業務委託の費用でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費につきましては、節8報償金、11需用費、12役務費、14材料及び賃借料につきましては、地域社会振興財団の交付金を受けて実施するはつらつ長瀬生きがい推進事業の費用でございます。

また、節13委託料につきましては、第二小学校区内に設置する予定の高齢者児童共生スペース施設に係る設計業務委託料でございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの活用など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカー活用事業や、学校、家庭、地域が一体となり、連携した取り組みを推進するために各小学校に学校応援団を組織し、コーディネーターを中心に地域のさまざまな人材をボランティアとして学校教育に活用し、地域全体で学校を支援する体制をつくる学校応援団推進事業の費用でございます。

また、特別支援教育学校支援員事業という事業につきまして当初予算で予算計上しておりましたが、支援員を県の教育委員会が直接契約を行うこととなったため、節7の賃金、12の役務費の損害保険料を一部それぞれ減額しております。

節13の委託料につきましては、教育委員会内部の人員配置がえを行ったことにより、学校校務員派遣委託料を減額するものでございます。

項3第二小学校、目1学校管理費につきましては、人権意識を培うための教育のあり方について、幅広い観点から実践的な教育を行う研究協力校に委嘱された第二小学校の事業費でございます。

項6社会教育費、目2公民館費につきましては、公民館職員数見直しに伴い、土曜、日曜及び祝祭日等の施設管理業務委託の費用を一部増額させていただくものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 何点か質問します。

まず、9ページの教育費県委託金の中で、1つは学校応援団推進事業県委託金、これは説明の中でちょっとしましたけれども、第二小にコーディネーターという、このお金でいろいろ学校の事業に使って下さいということであつたということで、これは支出の中には、11ページでいろんな賃金と報償金、旅費とか印刷機とかボランティア活動費となっていますけれども、この学校応援団推進事業というのは今回限りなのか。これについては、先ほど説明の中でどうなのにも使っていないということですが、今、大変貴重なお金なので、どんなことで使うのかについて具体的に説明願いたいと思います。

次に、これもそのページの地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費交付金というので13万7,000円ということで、これはちょっと、このお金については、長寿社会のソフト事業というのでどうのものに使うのか。私は一般質問の中で、1人高齢者世帯のお年寄りが、やはりひとり暮らしだと、先ほど言いましたように、病気になるまいと生き生き長生きしてもらうためには、やはり先ほど一般質問の中で言いましたように、年寄りが1人で暮らしているとどうしても、私なんか酒が好きですから、アルコール依存症になってしまうし、あと1人でいると余り何もなくて、面倒くさいからといってやたらなものを食べていると、脳に血液がいなくなると脳梗塞や痴呆症になるというふうな、いろんなことで問題が出てくるのです。そして、どこのうちも今子供の数が少ないから、子供がいても一緒に生活していない人がどんどんふえます。そういう中では、そういうサロン事業みたいな、年寄りが立ち寄れる、また年寄りが声をかけてもらうというような、先ほど言ったようなことをやっていただきたいのですが、その辺についてどう考えているのかについて、貴重なお金なので、よろしく願います。

次に、11ページをお願いします。高齢者事業共生スペース施設設計業務委託料、これはおかげさまで、今度の予算で学童保育所が樋口地区にもつくれるというふうで大変喜んでおります。今、二小の子供たちをシルバーの人たちが助けて、学校が終われば二小から一小の空き教室とたけのこ学童クラブに樋口地区から送り迎えをしてもらっていると、帰りはお母さんが迎えに来るのだと思いますけれども、そういう点では大変、樋口地区にとっても子供にとってもありがたいです。そこで、この問題については、話によりますと、あそこの樋口地区の集会所がありますね。あそこのスペースに学童とお年寄りが集まれる場所をつくるというふうには、大変いいのではないかと考えております。

そこで問題なのは、今の人員の問題なのです。今、学童保育所の空き教室については、健康福祉課長の浅見課長が施設長として全代表としています。しかし、今度の樋口地区にもできる学童クラブも、恐らく役場職員の定数を減らすわけにいかないという形で、浅見課長が施設長を兼ねると思うのです。そういう点では、やはり私は本当ならあそこに施設長をちゃんと置いてほしい。しかし、今の財政状況では人員を、役場職員をふやすというわけにいかないという中で、苦肉の策として、恐らく2つの学童保育所の施設長は浅見課長がなるのではないかと考えております。そういう点ではどういうふうな考えているのかについてお願いしたいと思います。

あと、その下の学校校務員派遣委託料ということで、今まで一小の用務員であった人が今度はやめたということで、そこに今中央公民館にいる女の職員である飯島さんが入るといふ話でいるといふふう聞いておりますけれども、それでいいのか。

私は思うのに、今まで中央公民館というのは、歴代の公民館長は、1つは、この前では南課長が公民館

長で、その前は持田さんですよ、やっぱり役場職員の正職員がやっていたね。その前は鳥羽さんということで、県の職員で長くやっていた人が公民館長でやって、今までにないことなので、果たして公民館長がいなくて、今度、大澤教育次長が兼務するということになると思うのですけれども、これについてちょっと心配なのは、やはりそれに対してちゃんと責任を持てる公民館長が本当はほしいけれども、できないならばやむを得ないというふうにならして、どういう体制でやっていくのかについてお答えいただきたいと思います。

あと、13ページのやはり公民館費で施設管理業務委託料52万4,000円という形で、今まで夜間の問題については、これはどういうふうなことで委託料というと、やっぱりこのお金はシルバー人材センターに頼んでやってもらうのかについて確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員の9ページの地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費交付金についてのご質問でございますが、これは単年度限りの10分の10の補助金でございます。ことしの使い方といたしましては、地区のお日待ち事業、先ほどもお話に出ましたけれども、地区ごとに10回に分けて、ひとり暮らしの方だけでなく、高齢者の方を集めまして、お日待ち事業としまして、落語家を呼びまして落語を聞きながらお話をしていただいたり、運動をしていただいたり、筋トレをしていただいたりということで考えております。そちらのほうの経費に71万9,000円、それから残りを高齢者福祉の集いといたしまして、敬老会の式典の後に高齢者が主体となってやっていただくものに62万8,000円を使いたいと思っております。それから、先ほどの地区のお日待ち事業の中では、医療機関と連携したこともやるということになっておりまして、岩田の医新クリニックのほうにお願いして、健康についてのお話、講話を計画しております。

それから、続きまして、11ページの中ほどの高齢者、児童の共生スペース施設の関係でございますが、施設長をどうするかということでございますが、これから設計に入るところですので、できるまでには検討させていただいて、どういうふうにしていくか結論を出していきたいと思っております。まだ特に考えておりません。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ご質問にお答えいたします。

初めに、9ページの学校応援団事業はどういった事業かというご質問ですが、先ほどの補正の紹介での総務課長からの説明もありましたが、小学校2校に学校応援団なる組織を立ち上げて、核になるコーディネーター役の人を決め、その人を中心として地域のさまざまな人材の発掘をし、協力体制を築きながら学校教育にボランティアとして活用していくものでございます。そのための事業費として113万円、県から100%いただき、実施するものでございます。

現在も地域ボランティアに協力をいただいているものとしたしましては、例えば書道の指導とか本の読み聞かせ、菊づくり、桜の枝切りとか、学校パトロールはもちろんですが、昔の遊びや昔話をいただいたり、野菜づくりを教えていただいたり、今思いつくままに言っただけですので、まだまだあると思うのですが、そういったいろいろな分野での協力者はまだまだいると思います。こうした人たちを総称して学校応援団という1つの組織としてまとめ、円滑な活用を推進していく事業でございます。委託金をいただいて実施するのは今年度限りでございますが、そういった土台をつくっておいて、今後はそれを活用

していくような形になるかと思えます。

次に、11ページの学校校務員派遣委託料の減額についてですが、町内3校の校務員、かつて用務員といったものですが、校務員につきましては、昨年度までは第一小学校と中学校の校務員さんにつきましてはシルバー人材センター委託の対応で実施していましたが、本年度から第一小学校も職員対応としたために、シルバー人材センター委託分のうち第一小学校分を減額するものでございます。

もう一点、13ページの公民館費の中の施設管理業務委託料ですが、これもシルバー人材センターに委託して、中央公民館の土曜日、日曜日、祝日について施設管理業務を行うもので、当初ではシルバーへの委託は月曜、土曜、日曜、祝日のいずれも夜間のみについて委託する当初予算でした。

ご案内のように、本年度から公民館職員が7名から6名と減員になりました。郷土資料館を担当している職員合わせて現在6名でございます。ご指摘のように、館長職は次長である私が兼務ということでございます。繰り返しになりますが、昨年度までは7名の職員で、火曜から金曜の夜間と土曜と日曜の昼間について対応していましたが、今年度からは、職員の対応は月曜から金曜までの夜間と、土日については昼夜シルバー人材センターへ委託するもので、それらの相殺で当初の見込みを増額するものでございます。

また、兼務で大丈夫かということですが、兼務辞令をいただきましたので、今年度は一生懸命務めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時35分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第25号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳出で、医療給付費の減額、一般管理費、医療費支給費、審査支払事務費、高額医療費の増額のため、歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第25号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳出額の増減に伴い、歳出予算を補正する必要が生じたものでございます。

恐れ入りますが、説明書の6、7ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款4繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、医療費の減少に伴い、医療費繰入金を減額し、医療費通知の経費として事務費繰入金を増額させていただきたいので、差し引きゼロ円となっております。

次に、歳出でございますが、款1総務費の目1一般管理費でございますが、今までの診療分に対する医療費通知を継続することとなったための郵送料でございます。

款2医療諸費、目1医療給付費でございますが、3月診療分の支払いが済み、今後は月おくれ請求分があるものの、残額が見込まれるため減額するものでございます。

次に、目2医療費支給費につきましては、療養費が思いのほか増加し、今後、月おくれ請求や県外請求分等があり、支払いに不足が見込まれるため増額させていただくものでございます。

目3審査支払事務費は、医療費通知の作成手数料でございます。

目4高額医療費でございますが、一部負担金が高額になった場合に所得区分による支払い限度額を超えた分について支給するものですが、1月診療分が大幅に増加し、今後の支払いに不足が見込まれるため増額させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

組合を組織する一部事務組合の解散、一部事務組合の名称変更、本組合で行う共同処理事務への新規加入及び組合議員の選出方法に関する規定の整備に伴い、規約変更が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。第6条及び第8条につきましては、組合議員の選出方法等に関して規定を整備するものでございます。

別表第1及び裏面に別表第2がございますが、これにつきましては、皆野・長瀬水道企業団が解散したこと、秩北衛生下水道組合が名称変更したこと、それから朝霞市が平成21年4月1日から、埼玉県市町村総合事務組合規約第4条第3号に掲げる事務、これは交通災害共済に関する事務でございますが、これを共同処理することとなったため改めるものでございます。

以上が埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第27号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第27号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員手嶋廣明氏の任期が平成20年6月19日任期満了となりますが、引き続き委員として再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため、議案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第27号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり同意されました。



◎会議時間の延長

○議長（大島瑠美子君） ここで、会議時間を延長いたします。



◎長瀬町農業委員会委員の推薦について

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、長瀬町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お手元にご配付してありますとおり、町長から推薦依頼がありました。

つきましては、本会議におきまして議決いたしたいので、ご審議願いたいと思います。

議会推薦による農業委員は3人とし、大澤タキ江君、野原武夫君、村田正弘君、以上の方を推薦いたしたいと思います。

ここで、大澤タキ江君の退席を求めます。

〔7番 大澤タキ江君退席〕

○議長（大島瑠美子君） 長瀬町農業委員会委員として大澤タキ江君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として大澤タキ江君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました大澤タキ江君の出席を求めます。

〔7番 大澤タキ江君出席〕

○議長（大島瑠美子君） 次に、野原武夫君の退席を求めます。

〔5番 野原武夫君退席〕

○議長（大島瑠美子君） 長瀬町農業委員会委員として野原武夫君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として野原武夫君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました野原武夫君の出席を求めます。

〔5番 野原武夫君出席〕

○議長（大島瑠美子君） 次に、村田正弘君の退席を求めます。

〔2番 村田正弘君退席〕

○議長（大島瑠美子君） 長瀬町農業委員会委員として村田正弘君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として村田正弘君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました村田正弘君の出席を求めます。

〔2番 村田正弘君出席〕



◎埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙を行います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、県内の全市町村で組織し、75歳以上の方が加入する医療制度の保険料の決定や医療給付などを行う特別地方公共団体です。

この広域連合議会議員のうち、町村議会議員から選出の議員に欠員が生じたため、今回選挙が行われることになりました。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員数は10人です。

候補者名簿を配付します。

〔候補者名簿配付〕

○議長（大島瑠美子君） 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に関口雅敬君及び村田正弘君をご指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

関口雅敬君及び村田正弘君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

小坂裕 候補 2票

佐伯由恵 候補 8票

以上のとおりです。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第13、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成20年第2回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例議会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、一般会計補正予算案など6件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

しばらくははっきりしない天候が続くかと思われませんが、梅雨が明けますと、ことしも町の一大イベントであります船玉まつりが8月15日に予定されておりますので、その際にはご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

皆様には、健康にご留意なされ、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことを期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして、平成20年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 8月28日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 齊 藤 實